

叉媛 県

媛 県 発 行

第295号

令和4年4月1日金曜日 第295号

♦ 目 次 ♦ 規 則 愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則......(人事課)...267 愛媛県職員の職の設置規則の一部を改正する規則......(")... 271 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則......(保健福祉課)... 273 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則.......(畜産課)... 274 告 示 救急病院の協力申出......(医療対策課)...281 保安林予定森林......(保安林の指定の解除......() ... 281 解除予定保安林......() ... 281 漁業の免許.......(水産課)...282 コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあると認められた県内の公共用水面及びこれと連接して一体を成す水面の範囲 県営住宅の家賃及び県営住宅駐車場の使用料の収納事務の委託......(") ... 282 瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要......() ... 285 指定障害福祉サービス事業者の指定......(中予地方局地域福祉課)... 286 指定障害福祉サービス事業の廃止......() ... 286 道路の区域変更(一般国道 379 号)......(中予地方局管理課)... 286 道路の区域変更(県道大平砥部線)......() ... 286) ... 287).....() ... 287 開発行為に関する工事の完了(2件)......(中予地方局建築指導課)...287 道路の区域変更(県道野村柳谷線)......(中予地方局久万土木事務所)...288).....() ... 288 道路の供用開始(県道猪伏西谷線)......() ... 288 指定道路の変更.......(南予地方局建築指導課)... 288 道路の区域変更(県道肱川公園線)......(南予地方局西予土木事務所)...288 道路の供用開始().....() ... 289 訓 今 愛媛県処務細則の一部を改正する訓令......(人事課)....289 愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令......(")...290 愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令.......(" 愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令......(")...317 組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令.......(")... 319 # 愛媛県次期給与システム用サーバ機器等一式の借入れ......(人事課)...325 教育委員会規則 人事委員会規則 職員の採用及び昇任に関する規則及び公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則.......(人事委員会事務局)...328

) ... 329

公営企業管理規程

公営企業訓令

愛媛県公営企業事業所処務規則及び愛媛県公営企業事業所事務決裁規則の一部を改正する訓令......(公営企業管理局総務課)... 334

愛媛県内水面漁場管理委員会指示......(水産課)....338

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の 適用を受けるものである。

> 規 則

○愛媛県規則第21号

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則

令和4年4月1日

愛媛県行政組織規則(昭和55年愛媛県規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

攻 正 後 改 正 前

(局及び課)

第4条 次の表の左欄に掲げる部に、それぞれ当該中欄に掲げる局 **|第4条** 次の表の左欄に掲げる部に、それぞれ当該中欄に掲げる局 及び当該右欄に掲げる課を置く。

省略		
保健福	省略	
祉部	生きが	子育て支援課、障がい福祉課、長寿介護課
	い推進	<u>、ねんりんピック推進課</u>
	局	
省略		

(室)

室を置く。

省略	
行革分権課	省略
<u>地域政策課</u>	<u>交通政策室</u>
省略	
省略	
省略	

(総務部各課の所掌事務)

第7条 省略

- 2 人事課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において $\underline{\ \ }$ 2 人事課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において $\underline{\ \ }$ 第6号、第7号、第9号及び第10号の事務は、職員厚生 室が所掌する。
- (1) (2) 省略
- (3) 事務事業の進行管理及び効果測定に関すること。

(局及び課)

及び当該右欄に掲げる課を置く。

省略		
保健福	省略	
祉部	生きが	子育て支援課、障がい福祉課、長寿介護課
	い推進	
	局	
省略		

(室)

第4条の2 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ当該右欄に掲げる **|第4条の2** 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ当該右欄に掲げる 室を置く。

省略	
行革分権課	省略
省略	
地域スポーツ課	オリパラ推進室
省略	
長寿介護課	ねんりんピック推進室
省略	

(総務部各課の所掌事務)

第7条 省略

- ____、第7号、第8号、第10号及び第11号の事務は、職員厚生 室が所掌する。
- (1) (2) 省略
- (3) 事務事業の進行管理 に関すること。
- (4) 事務事業の管理改善及び効果測定に関すること。

- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略
- <u>(7)</u> 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略
- (12) 省略
- (13) 省略
- 3~5 省略
- て、第2号から第5号まで及び<u>第11号から第13号</u>までの事務は、 行政管理室が所掌する。
- (1)~(9) 省略
- ៌ 事務事業の改善に関すること。
- (11) 省略
- (12) 省略
- (13) 省略
- 7 省略

(企画振興部各課の所掌事務)

第8条 省略

- 2 地域政策課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合におい 2 地域政策課の所掌事務は、次のとおりとする。 て、第7号から第9号までの事務は、交通政策室が所掌する。
- (1)~(9) 省略
- 3 企画統計課の所掌事務は、次のとおりとする。
- (1) (2) 省略
- (3) 統計データの分析及び利活用に関すること。
- (4) 省略
- 4~7 省略

(観光スポーツ文化部各課の所掌事務)

- のほか、次のとおりとする。
- (1)~(4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- 2~6 省略

(保健福祉部各課の所掌事務)

- 第10条 省略
- 2~7 省略
- 8 長寿介護課の所掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) 省略

- (5) 省略
- **(6)** 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略
- (12) 省略
- (13) 省略
- (14) 省略
- 3~5 省略
- 6 行革分権課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合におい │ 6 行革分権課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合におい て、第2号から第5号まで及び<u>第10号から第12号</u>までの事務は、 行政管理室が所掌する。
 - (1)~(9) 省略
 - (10) 省略
 - (11) 省略
 - (12) 省略
 - 7 省略

(企画振興部各課の所掌事務)

第8条 省略

- (1)~(9) 省略
- 3 企画統計課の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) (2) 省略
- (3) 省略
- 4~7 省略

(観光スポーツ文化部各課の所掌事務)

- 第8条の2 地域スポーツ課の所掌事務は、第6条に規定するもの │第8条の2 地域スポーツ課の所掌事務は、第6条に規定するもの のほか、次のとおりとする。この場合において、第5号の事務 は、オリパラ推進室が所掌する。
 - (1)~(4) 省略
 - (5) 東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会 に関すること。
 - (6) 省略
 - (7) 省略
 - (8) 省略
 - (9) 省略
 - (10) 省略
 - 2~6 省略
 - (保健福祉部各課の所掌事務)

第10条 省略

- 2~7 省略
- 8 長寿介護課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合におい て、第2号の事務は、ねんりんピック推進室が所掌する。
- (1) 省略
- (2) 第35回全国健康福祉祭(ねんりんピック)の開催準備に関す ること。
- (3) 省略
- (4) 省略

<u>[14]</u> 省略

(4) 省略	(5) 省略
(5) 省略	(6) 省略
	_
(6) 省略 (7) (ARR)	(7) 省略
(7) 省略 (a) (b) (b) (b) (c)	(8) 省略
(8) 省略	(9) 省略
(9) 省略	(10) 省略
(10) 省略	(<u>11)</u> 省略
9 ねんりんピック推進課の所掌事務は、第35回全国健康福祉祭	
<u>(ねんりんピック)の開催準備に関することとする。</u>	
(経済労働部各課の所掌事務)	(経済労働部各課の所掌事務)
第12条 省略	第12条 省略
2~4 省略	2~4 省略
5 産業人材課の所掌事務は、次のとおりとする。	5 産業人材課の所掌事務は、次のとおりとする。
(1)~(5) 省略	(1)~(5) 省略
(6) 産業分野のデジタル人材に関すること(他の主管に属するも	
のを除く。)。_	
6 経営支援課の所掌事務は、次のとおりとする。	6 経営支援課の所掌事務は、次のとおりとする。
(1)~(8) 省略	(1)~(8) 省略
	(9) 平成30年7月豪雨による災害により被害を受けた中小企業者
	等が実施する施設又は設備の復旧等の支援に関すること(他の
	主管に属するものを除く。)。
(知事に直属して置く職員)	(知事に直属して置く職員)
第15条の2 知事に直属して営業本部長、営業統括部長、防災安全	第15条の2 知事に直属して営業本部長 、防災安全
施括部長、特命担当部長 <u></u> 秘書広報統括監、営業副本部長	施括部長、特命担当部長、営業副本部長 <u>、秘書</u>
すごモノ係長を置く。	ーニーニー すごモノ係長を置く。
(部に置く職員)	(部に置く職員)
第16条 省略	第16条 省略
2 総務部、観光スポーツ文化部、保健福祉部 及び土	2 総務部、企画振興部 、保健福祉部、経済労働部及び土
大部に部付を置く。 大部に部付を置く。	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3 省略	3 省略
(局に置く職員)	(局に置く職員)
第16条の2 省略	第16条の2 省略
2 観光交流局にサイクリング誘客推進監を置く。	2 観光交流局にサイクリング普及調整監を置く。
3~7 省略	3~7 省略
(衛生環境研究所)	(衛生環境研究所)
第51条 省略	第51条 省略
2 省略	2 省略
3 衛生環境研究所に次の職員を置く。	3 衛生環境研究所に次の職員を置く。
(1) 省略	(1) 省略
(2) 危機管理調整監	
(3) 省略	(2) 省略
(4) 省略	(3) 省略
(5) 省略	(4) 省略
(<u>6</u>) 省略 (7) 省略	(5) 省略 (6) 省略
	(7) 省略
(8) 省略	
(9) 省略	(8) 省略 (a) 少败
(10) 省略	(9) 省略 (n) 少略
(11) 省略	<u>10</u> 省略
	/1.1\
(<u>12</u>) 省略 (13) 省略	(<u>11</u>) 省略 (<u>12</u>) 省略

(13) 省略

- (15) 省略
- <u>(16)</u> 省略
- 4 省略

第4節 その他の機関

(研修所)

第75条 愛媛県職員の資質の向上を図るため、松山市に、愛媛県研修所(以下「研修所」という。)を設置する。

- 2 研修所の業務は、次のとおりとする。
 - (1) 研修計画の策定及びその実施に関すること。
 - (2) 研修を受けるために入所する職員の入所、退所その他服務の取扱いに関すること。
 - ③ 研修のために必要な資料の作成に関すること。
 - (4) 研修技法の開発等の調査研究に関すること。
 - (5) 職員の政策形成能力の向上に係る研修の企画に関すること。
 - (6) 職員の自主的研究活動の育成及び指導に関すること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、研修に関すること。
- 3 研修所に研修課を置く。
- 4 研修所に次の職員を置く。
 - (1) 所長
- (2) 次長
- (3) 課長
- (4) 担当係長
- (5) 主事
- (6) その他の職員
- 5 研修所に、必要に応じ次の職員を置く。
- (1) 参事
- (2) 専門員
- (3) 主任

第76条 省略

第77条 省略

- (14) 省略 (15) 省略
- 4 省略

第4節 その他の機関

第75条 省略

第75条の2 省略

(研修所)

第76条 愛媛県職員の資質の向上を図るため、松山市に、愛媛県研修所(以下「研修所」という。)を設置する。

- 2 研修所の業務は、次のとおりとする。
 - (1) 研修計画の策定及びその実施に関すること。
 - (2) 研修を受けるために入所する職員の入所、退所その他服務の 取扱いに関すること。
 - (3) 研修のために必要な資料の作成に関すること。
 - (4) 研修技法の開発等の調査研究に関すること。
 - (5) 職員の政策形成能力の向上に係る研修の企画に関すること。
- (6) 職員の自主的研究活動の育成及び指導に関すること。
- <u>(7)</u> 前各号に掲げるもののほか、研修に関すること。
- 3 研修所に研修課を置く。
- 4 研修所に次の職員を置く。
- (1) 所長
- (2) 次長
- (3) 課長
- (4) 担当係長
- (5) 主事
- (6) その他の職員
- 5 研修所に、必要に応じ次の職員を置く。
 - (1) 参事
 - (2) 専門員

別表第1(第5条関係)

課	係
省略	
企画統計課	統計分析係、人口統計係、経済統計係、生活統
	計係、統計普及係
省略	

別表第2(第6条関係)

幹事課	地方機関
総務管理	地方局、研修所
課	
総合政策	東京事務所
<u>課</u>	
省略	

別表第3 (第23条の2関係)

地方局の部及び支局		課	係	
東予地方	省略	各		
局	農	林水	省略	
	産 振 興			
	部			
		今治	省略	
		支局		
			省略	
	省略			
省略				

別表第5 (第23条の4関係)

土木事務所	課	係
省略		
東予地方局今治土	省略	
木事務所		
省略		

(3) 主任

第77条 削除

別表第1(第5条関係)

課	係				
省略					
企画統計課	人口統計係、統計分析係、経済統計係、生活統				
	計係、統計普及係				
省略					

別表第2(第6条関係)

幹事課	地方機関
総務管理	地方局 <u>、東京事務所</u> 、研修所
課	
省略	

別表第3 (第23条の2関係)

地方局の部及び支局			課	係
東予地方	省略			
局	農林水		省略	
	産 振 興			
	部			
		今治	省略	
		支局	森林林業	治山林道係
			<u>課</u>	
			省略	
	省略			
省略				

別表第5 (第23条の4関係)

土木事務所	課	係
省略		
東予地方局今治土	省略	
木事務所	上島架橋建設課	上島架橋係
省略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第22号

愛媛県職員の職の設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県職員の職の設置規則の一部を改正する規則

愛媛県職員の職の設置規則(昭和48年愛媛県規則第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

(職の設置)

区分

第2条 知事の事務部局及び労働委員会事務局に置く職員の職は、 次の表のとおりとする。

知事の事 本庁 部長、営業本部長、営業統括部長、防災安

務部局		全統括部長、特命担当部長 <u>、秘書広報統括</u>
		<u>監</u> 、局長、部付、営業副本部長
		、環境技術専門監、医療政策監、技
		術監、参事、課長、室長、営業本部マネー
		 ジャー、副参事、技幹、医監、えひめ愛・
		 野球博推進監、サイクリング誘客推進監、
		│ │危機管理監、原子力安全対策推進監、感¾
		 症対策調整監、水資源・ダム政策監、高速
		道路推進監、主席工事検査専門員、課長補
		佐、所長、秘書、医幹、主幹、営業主幹、
		除棄物監視指導官、検査班長、工事検査専
		門員、換地指導専門員、用地補償審査専門
		員、課付、室付、専門員、専門学芸員、隊
		長、船長、機関長、係長、担当係長、すこ
		味係長、すごモノ係長、主計係長、科長、
		スゴ技係長、副隊長、隊員、主任、主任学
		芸員、主任主事、主任技師、主事、技師、
		学芸員、技術主任、技能主任、主任守衛、
		主任業務員、主任技術員、主任技能員、技
		術員、技能員、守衛、業務員
	地方	局長、支局長、所長、部長、センター長、
	機関	│ │次長、保健統括監、建設技術監、部付、所
		│ │付、館長 <u>、</u> 危機管理調整監、事務局長、副
		│────────────────────────────────────
		頭、園長、副校長、副参事、技幹、農業普
		 及振興監、復興監、課長補佐、業務課長、
		主幹、支所長、寮長、地域政策班長、納移
		班長、滞納処分専門員、児童支援専門員、
		女性支援専門員、検査保証専門員、発達随
		メロスな寺门員、秋日休証寺门員、先達隆 がい者支援専門員、研究員、課付、室付、
		医幹、事務局次長、副部長、教授、企画部
		整幹、専門員、用地補償審査専門員、専門
		学芸員、主任教官、船長、機関長、分杉
		長、主任研究員、看護部長、係長、科長、
		准教授、助教授、担当係長、主任、主任学
		芸 員、 主 任 判 定 員、 特 別 研 究 員、 教 務 主
		│任、医長、副医長、看護長、教官、主任± │
		事、主任技師、主事、技師、学芸員、技術
		主任、技能主任、主任守衛、主任業務員、
		主任技術員、主任技能員、技術員、技能
		員、守衛、業務員

改 正 前

(職の設置)

第2条 知事の事務部局及び労働委員会事務局に置く職員の職は、次の表のとおりとする。

次の表のと		ッ る。
		.,,
知事の事	本庁	
務部局		全統括部長、特命担当部長
		、局長、部付、営業副本部長 <u>、秘書広報</u>
		<u>統括監</u> 、環境技術専門監、医療政策監、技
		術監、参事、課長、室長、営業本部マネー
		ジャー、副参事、技幹、医監、えひめ愛・
		野球博推進監、 <u>サイクリング普及調整監</u> 、
		危機管理監、原子力安全対策推進監、感染
		症対策調整監、水資源・ダム政策監、高速
		道路推進監、主席工事検査専門員、課長補
		佐、所長、秘書、医幹、主幹、営業主幹、
		廃棄物監視指導官、検査班長、工事検査専
		門員、換地指導専門員、用地補償審査専門
		員、課付、室付、専門員、専門学芸員、隊
		長、船長、機関長、係長、担当係長、すご
		味係長、すごモノ係長、主計係長、科長、
		スゴ技係長、副隊長、隊員、主任、主任学
		芸員、主任主事、主任技師、主事、技師、
		学芸員、技術主任、技能主任、主任守衛、
		主任業務員、主任技術員、主任技能員、技
		術員、技能員、守衛、業務員
	地方	局長、支局長、所長、部長、センター長、
	機関	次長、保健統括監、建設技術監、部付、所
		付、館長、事務局長、副
		所長、医監、参事、課長、室長、校長、教
		頭、園長、副校長、副参事、技幹、農業普
		及振興監、復興監、課長補佐、業務課長、
		主幹、支所長、寮長、地域政策班長、納税
		班長、滞納処分専門員、児童支援専門員、
		女性支援専門員、検査保証専門員、発達障
		がい者支援専門員、研究員、課付、室付、
		医幹、事務局次長、副部長、教授、企画調
		整幹、専門員、用地補償審査専門員、専門
		学芸員、主任教官、船長、機関長、分校
		長、主任研究員、看護部長、係長、科長、
		准教授、助教授、担当係長、主任、主任学
		芸員、主任判定員、特別研究員、教務主
		任、医長、副医長、看護長、教官、主任主
		事、主任技師、主事、技師、学芸員、技術
		主任、技能主任、主任守衛、主任業務員、
		主任技術員、主任技能員、技術員、技能
		是
		实、 3 附、 来 幼 矣
省略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第23号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和4年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

前

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則(昭和35年愛媛県規則第29号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	
(委任)	(委任)
第 1 条 省略	第1条 省略
2 法第32条第2項及び地方自治法第153条第2項の規定により、	2 法第32条第2耳
次に掲げる知事の権限は、地方局長に委任する。ただし、第1号	次に掲げる知事の
の 2 の 2 、第 1 号の18の 2 及び第 1 号の18の 3 に掲げる知事の権	の2の2、第1号
限は、中予地方局長に限り委任する。	限は、中予地方周
(1) ~ (1) Ø 17	(1) ~ (1) 17
(1)の18 法第21条の5の27第1項(法第24条の19の2において準	(1)の18 法第21条
用する場合を含む。)及び第24条の39第1項の規定による指定	用する場合を含
障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設の設置者及び指定	障害児通所支持
障害児相談支援事業者に対する報告の徴収及び立入検査に関す	障害児相談支持
ること	ること <u>(2以</u> 」
	45号)第62条第
	及び軽費老人が
	こども園、児童
	支援センターは
	社会福祉法人
°	<u>除く。)</u> 。
(1)の18の2 地方自治法施行令第174条の49の2第2項の規定に	(1)の18の2 地方
より読み替えて適用される法第21条の5の27第3項の規定に基	より読み替えて
づく中核市の市長からの業務管理体制の整備に関する報告の徴	づく中核市の市
収等の権限の行使の要求の受理に関すること	収等の権限の行
	祉施設を設置
•	<u>る。)に係る</u> も
(1)の18の3 地方自治法施行令第174条の49の2第2項の規定に	(1)の18の3 地フ
より読み替えて適用される法第21条の5の27第4項の規定に基	より読み替えて
づく業務管理体制の整備に関する報告の徴収等の権限を行使し	づく業務管理は
た旨の中核市の市長への結果の通知に関すること	た旨の中核市の
	会福祉施設を記
•	限る。)に係る
(1) の19 省略	(1)の19 省略
(1)の20 法第21条の5の28第1項(法第24条の19の2において準	(1)の20 法第21系
用する場合を含む。)及び第24条の40第1項の規定による指定	用する場合をお
障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設の設置者及び指定	障害児通所支持
障害児相談支援事業者に対する勧告に関すること	障害児相談支持
	会福祉施設を記
•	限る。)に係る
(1)の21 法第21条の5の28第2項(法第24条の19の2において準	(1)の21 法第21会
用する場合を含む。)及び第24条の40第2項の規定による勧告	用する場合をお
に従わない旨の公表に関すること	に従わない旨の

2 法第32条第2項及び地方自治法第153条第2項の規定により、次に掲げる知事の権限は、地方局長に委任する。ただし、第1号の2の2、第1号の18の2及び第1号の18の3に掲げる知事の権限は、中予地方局長に限り委任する。

īF

孕

- 1)の18 法第21条の5の27第1項(法第24条の19の2において準用する場合を含む。)及び第24条の39第1項の規定による指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設の設置者及び指定障害児相談支援事業者に対する報告の徴収及び立入検査に関すること(2以上の社会福祉施設(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第62条第1項に規定する社会福祉施設(養護老人ホーム及び軽費老人ホームを除く。)並びに保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童発達支援センター及び児童家庭支援センターに限る。以下この項において同じ。)を設置する社会福祉法人(知事が所轄庁である者に限る。)に係るものを除く。)。
- (1)の18の2 地方自治法施行令第174条の49の2第2項の規定により読み替えて適用される法第21条の5の27第3項の規定に基づく中核市の市長からの業務管理体制の整備に関する報告の徴収等の権限の行使の要求の受理に関すること(2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人(知事が所轄庁である者に限る。)に係るものを除く。)。
- (1)の18の3 地方自治法施行令第174条の49の2第2項の規定により読み替えて適用される法第21条の5の27第4項の規定に基づく業務管理体制の整備に関する報告の徴収等の権限を行使した旨の中核市の市長への結果の通知に関すること(2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人(知事が所轄庁である者に限る。)に係るものを除く。)。
- (1)の20 法第21条の5の28第1項(法第24条の19の2において準用する場合を含む。)及び第24条の40第1項の規定による指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設の設置者及び指定障害児相談支援事業者に対する勧告に関すること<u>(2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人(知事が所轄庁である者に限る。)に係るものを除く。)</u>。
- (1)の21 法第21条の5の28第2項(法第24条の19の2において準用する場合を含む。)及び第24条の40第2項の規定による勧告に従わない旨の公表に関すること(2以上の社会福祉施設を設

	置する社会福祉法人(知事が所轄庁である者に限る。)に係る
o	<u>ものを除く。)</u> 。
(1)の22 法第21条の5の28第3項(法第24条の19の2において準	(1)の22 法第21条の5の28第3項(法第24条の19の2において準
用する場合を含む。)及び第24条の40第3項の規定による指定	用する場合を含む。)及び第24条の40第3項の規定による指定
障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設の設置者及び指定	障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設の設置者及び指定
障害児相談支援事業者に対する措置命令に関すること(障害児相談支援事業者に対する措置命令に関すること(<u>2以上</u>
	の社会福祉施設を設置する社会福祉法人(知事が所轄庁である
法第21条の 5 の28第 4 項(法	者に限る。)に係るものを除き、法第21条の 5 の28第 4 項(法
第24条の19の2において準用する場合を含む。)及び第24条の	第24条の19の2において準用する場合を含む。)及び第24条の
40第4項の規定による公示を除く。)。	40第4項の規定による公示を除く。)。
(1)の23~(3)の8 省略	(1)の23~(3)の8 省略
(3)の9 法第24条の39第3項の規定による市町長からの要求の受	(3)の9 法第24条の39第3項の規定による市町長からの要求の受
理に関すること	理に関すること(2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法
	人(知事が所轄庁である者に限る。)に係るものを除く。)。
③の10 法第24条の39第4項の規定による市町長への結果の通知	(3)の10 法第24条の39第4項の規定による市町長への結果の通知
に関すること	に関すること (2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人
•	<u>(知事が所轄庁である者に限る。)に係るものを除く。)</u> 。
(3)の11 法第24条の40第5項の規定による違反の内容の市町長に	(3)の11 法第24条の40第5項の規定による違反の内容の市町長に
対する通知に関すること	対する通知に関すること <u>(2以上の社会福祉施設を設置する社</u>
	会福祉法人(知事が所轄庁である者に限る。)に係るものを除
°	<u> </u>
(4)~(6)の20 省略	(4)~(6)の20 省略
(7) 法第46条第1項の規定による児童福祉施設の最低基準の実施	(7) 法第46条第1項の規定による児童福祉施設の最低基準の実施
の監督に関すること(県及び2以上の社会福祉施設 <u>(社会福祉</u>	の監督に関すること(県及び2以上の社会福祉施設
法(昭和26年法律第45号)第62条第1項に規定する社会福祉施	
設(養護老人ホーム及び軽費老人ホームを除く。)並びに保育	
所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童発達支援セ	
ンター及び児童家庭支援センターに限る。以下この項において	
<u>同じ。)</u> を設置する者 (市町を除く。) に係るものを除	を設置する者(市町を除く。)に係るものを除
<.).	<.).
(7)の2~②3 省略	(7)の2~②3 省略
3 省略	3 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第24号

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則を次のように定める。

令和4年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則(令和3年農林水産省・国土交通省令第6号。以下「省令」という。)、農林水産省関係畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則(令和3年農林水産省令第69号)及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例(令和4年愛媛県条例第15号)に定めるもののほか、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和3年法律第34号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(畜舎等の敷地と道路との関係の建築等認定の申請)

- 第2条 省令第48条第2項の規定に基づく建築等の認定を受けようとする者は、畜舎等の敷地と道路との関係の建築等認定申請書(様式第1号)の正本及び副本に、それぞれ省令別表第2に掲げる付近見取図、配置図、平面図、床面積求積図、2面以上の立面図及び2面以上の断面図その他知事が必要と認める図書及び書面(以下「図書等」という。)を添えて、知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、省令第48条第2項の規定に基づく建築等の認定をしたときは、畜舎等の敷地と道路との関係の建築等認定通知書(様式第2号)に前項の申請書の副本及び当該副本に添付された図書等を添えて、申請者に通知するものとする。
- 3 知事は、省令第48条第2項の規定に基づく建築等の認定をしないときは、畜舎等の敷地と道路との関係の建築等不認定通知書(様式第

3号)に第1項の申請書の副本及び当該副本に添付された図書等を添えて、申請者に通知するものとする。

(認定畜舎等の利用の状況の報告の日)

第3条 省令第91条の規定により知事が定める日は、畜舎建築利用計画が認定された日の属する年度の翌年度から起算して5年目ごとの各年度の4月末日とする。

(畜舎等の建築等又は利用の取りやめの申出)

第4条 認定計画実施者は、認定畜舎等の建築等又は利用を取りやめようとするときは、遅滞なく取りやめ申出書(様式第4号)に、当該 認定畜舎等について法、省令及びこの規則の規定に基づき交付を受けた認定及び認可に係る通知書を添えて、知事に提出しなければなら ない。

(書類の経由)

第5条 法、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、畜舎等の所在地を管轄する家畜保健衛生所長を経由しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和4年4月1日 第295号 様式第1号(第2条関係) 畜舎等の敷地と道路との関係の建築等認定申請書 畜舎等の敷地と道路との関係の建築等認定申請書 年 月 日 愛媛県知事 様 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 申請者 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 連絡先 資 格) 建築士 () 登録第 뭉 設 計 氏 名 者 建築士事務所名) 建築士事務所 () 知事登録第 묽 \mathcal{O} 所 在 地 概 連絡先 要 所 在 地 畜 舎 防火地域 □防火地域 □準防火地域 □指定なし 築 その他の区域、地域、地 及 区又は街区 び 幅 員 道 m そ 路 敷地に接している部分の長さ m \mathcal{O} 敷地面積 m^2 敷 畜舎等の建築等及び利用 地 の特例に関する法律施行 に 規則(令和3年農林水産 関 省 · 国土交通省令第6 す 号)第45条第1項の規定 る による畜舎等の建蔽率 事 敷地に建築可能な建築面積 項 を敷地面積で除した数値 畜舎等の種類 □飼養施設 □搾乳施設 □集乳施設 □堆肥舎 □新築 □増築 □改築 □柱を撤去する行為 工事種類 □作業の能率の向上に資する模様替 申請部分 申請以外の部分 合 計 建築面積 m^2 m^2 m^2 建蔽率

申請部分

 m^2

床 面 積

申請以外の部分

 m^2

 m^2

合 計

	由幸	生に伝え玄全学の粉		F	司一敷地	内の他の畜		
	甲前	情に係る畜舎等の数		4	19等の数			
	工	事着手予定年月日		-	L事完了	予定年月日		
		備考						
畜	番号	工事種類		構造	보	高	さ	備考
舎		□新築□増築□	改築	造一部	造			
等		□柱を撤去する行為		□ A構造畜舎等	坦		100	
別		□作業の能率の向上	に資	□A構逗雷音等			m	
概		する模様替		┃ □ □ 四 四 回 百 守				
要				用途別月	末 面	積		
		具体的な用途の名称	ī	申請部分	申請	以外の部分	合	計
				m²		m^2		m²
				m²		m²		m²
	番号	工事種類		構造	브	高	さ	備考
		□新築□増築□	改築	造一部	造			
		□柱を撤去する行為		□ A構造畜舎等	坦		m	
		□作業の能率の向上	に資	□B構造畜舎等			m	
		する模様替						
				用途別月	末 面	積	1	
		具体的な用途の名称	5	申請部分	申請	以外の部分	合	計
				m²		m ²		m²
				m²		m ²		m²
	番号	工事種類		構造	<u> </u>	高	さ	備考
		□新築 □増築 □	改築	造 一部	造			
	□柱を撤去する行為		□A構造畜舎等	~_		m		
		□作業の能率の向上	に資	□B構造畜舎等				
		する模様替						
			Т			積		
		具体的な用途の名称	5	申請部分	1	以外の部分	合	計
				m²	1	m ²		m²
				m²		m²		m²

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 □のある欄は、該当する□の中にレ印を付すこと。
 - 3 「畜舎等別概要」の欄は、畜舎等ごとにその概要を記載し、「番号」の欄は、畜舎等の数が 1 のときは「1」と記載し、畜舎等の数が 2 以上のときは畜舎等ごとに付した通し番号を記載 すること。
 - 4 次に掲げる図書及び書面を添付すること。
 - (1) 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則別表第2に掲げる付近見取図、配置 図、平面図、床面積求積図、2面以上の立面図及び2面以上の断面図
 - (2) その他知事が必要と認める図書及び書面

様式第2号(第2条関係) 畜舎等の敷地と道路との関係の建築等認定通知書

畜舎等の敷地と道路との関係の建築等認定通知書

第 号 年 月 日

様

愛媛県知事

印

年 月 日付けで申請のあった畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則 (令和3年農林水産省・国土交通省令第6号)第48条第2項の規定に基づく建築等の認定につい ては、これを認定しましたので、通知します。

記

- 1 認定に係る畜舎等の所在地
- 2 認定に係る畜舎等の種類
- 注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第3号(第2条関係) 畜舎等の敷地と道路との関係の建築等不認定通知書

畜舎等の敷地と道路との関係の建築等不認定通知書

第 号 年 月 日

様

愛媛県知事

印

年 月 日付けで申請のあった畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則 (令和3年農林水産省・国土交通省令第6号)第48条第2項の規定に基づく建築等の認定につい ては、次の理由によりこれを認定しないものとします。

不認定の理由

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月 以内に、愛媛県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として(愛媛県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第4号(第4条関係) 取りやめ申出書

取りやめ申出書

年 月 日

愛媛県知事

様

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 申出者 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 連絡先

認定畜舎建築利用計画の認定番	
号及び認定年月日	
取りやめの年月日	
取りやめの理由	
	□畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和3年法 供第24日)第2条第1項の担宅に其ばく翌宝申請
	律第34号)第3条第1項の規定に基づく認定申請 □畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第10条第1項
取りやめ後の認定畜舎等に対す る措置の予定	の規定に基づく認可申請 □認定畜舎等及びその敷地が現に建築基準法令の規定に適合 していることについての確認申請
	□認定畜舎等の使用停止及び保安上の措置の実施(認定畜舎等の除却を除く。) □認定畜舎等の除却
	□その他()
備考	

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 「取りやめ後の認定畜舎等に対する措置の予定」の欄は、該当する□の中にレ印を付すこと。
 - 3 当該申出に係る認定畜舎等について畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律、畜舎等の 建築等及び利用の特例に関する法律施行規則(令和3年農林水産省・国土交通省令第6号)及 び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則(令和4年愛媛県規則第24号)の規定 に基づき交付を受けた認定及び認可に係る通知書を添付すること。

告 示

○愛媛県告示第350号

不当景品類及び不当表示防止法に基づく立入検査等従事職員の身分証明書(昭和47年12月愛媛県告示第1173号)は、廃止する。

令和4年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第351号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項の規定による救急病院である。

令和4年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

名	称	所	在	地	開設者名	認 定 の 有効期限
四国中	央病院	四国中央市川之江町2233		公立学校共済組 合	令和7年 3月25日 まで	

○愛媛県告示第352号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法 (昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和4年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林予定森林の所在場所 東温市井内字モリノキ乙496の4、乙496の5
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以 上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び東温 市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第353号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第 249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 保安林予定森林の所在場所

西条市小松町大郷字土井ヶ谷乙17の1(次の図に示す部分に限る。)、乙17の2、乙18、乙19の2、乙19の4から乙19の6まで

- 2 指定の目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字土井ヶ谷乙17の2・乙18・乙19の2・乙19の5・乙19の 6 (以上5筆について、次の図に示す部分に限る。)、乙17
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以 上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係 書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第354号

ഗ 1

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、 次のように保安林の指定を解除する。

今和4年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除に係る保安林の所在場所 南宇和郡愛南町御荘和口847の2(次の図に示す部分に限る。)、 876の2
- 2 保安林として指定された目的 水源の脳養
- 3 解除の理由 道路用地とするため

○愛媛県告示第355号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法(昭和26年法律 第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

(1)1 解除予定保安林の所在場所

新居浜市種子川山字樋ノ口乙134の1 (次の図に示す部分に限る。)、種子川乙360の1・乙360の7 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由

送電変電施設用地とするため

(2)1 解除予定保安林の所在場所

新居浜市立川町583の11(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

送電変電施設用地とするため

○愛媛県告示第356号

漁業法(昭和24年法律第267号)第69条第1項の規定に基づき令和4年4月1日次のように区画漁業を免許した。 令和4年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

免許番号	漁業権者の住所及び氏名	免 許 の 内 容	漁業権の存続期間
宇区第191号	松山市二番町四丁目 6 番地 2	令和 3 年12月28日付け愛媛県	令和4年4月1日から
	愛媛県漁業協同組合	告示第1465号のとおり	令和6年3月31日まで

○愛媛県告示第357号

愛媛県内水面漁場管理委員会指示第23号に基づき、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると認められた県内の公共用水面及びこれと連接して一体を成す水面の範囲を次のとおり定める。

令和4年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 四国中央市の藤谷池及び二級河川川茂川水系川茂川の本支流並びにこれらと連接して一体を成す内水面
- 2 二級河川渦井川水系渦井川の本支流及びこれと連接して一体を 成す内水面
- 3 御舟川雨水幹線、観音水雨水幹線及び新川雨水幹線並びにこれ らと連接して一体を成す内水面
- 4 西条市北条1407番 1 地先の遊水池並びに二級河川崩口川水系崩口川及び二級河川一ツ橋川水系一ツ橋川の本支流並びにこれらと連接して一体を成す内水面
- 5 二級河川大曲川水系大曲川及び二級河川新川水系新川の本支流 並びにこれらと連接して一体を成す内水面
- 6 鹿野川ダムから下流の一級河川肱川水系肱川の本支流及びこれ と連接して一体を成す内水面
- 7 愛媛県と高知県の県境から上流の一級河川渡川水系広見川、目 黒川及び家地川の本支流並びにこれらと連接して一体を成す内水 面
- 8 二級河川来村川水系来村川及び二級河川神田川水系神田川の本 支流並びにこれらと連接して一体を成す内水面
- 9 宇和島市の二級河川本谷川水系本谷川の本支流及びこれと連接 して一体を成す内水面

○愛媛県告示第358号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定 により、県営住宅の家賃の収納の事務を次のとおり委託した。

令和4年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 委託した事務の範囲及び内容 県営住宅家賃のうち、県営住宅を退去した者に係る滞納家賃の 収納の事務
- 2 受託者の名称及び主たる事務所の所在地 ニッテレ債権回収株式会社 東京都港区芝浦三丁目16番20号
- 3 委託期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

○愛媛県告示第359号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定 により、県営住宅の家賃及び県営住宅駐車場使用料の収納の事務を 次のとおり委託した。

令和4年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 委託した事務の範囲及び内容 県営住宅家賃のうち、愛媛県中予地方局管内の県営住宅の家賃 及び県営住宅駐車場使用料の収納の事務
- 2 受託者の名称及び主たる事務所の所在地 愛媛県営住宅管理グループ 代表者 株式会社第一ビルサービス 構成員 新日本建設株式会社 広島市中区大手町五丁目 3 番12号
- 3 委託期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

○愛媛県告示第360号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。 以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置 の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び 新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和4年4月1日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名 住友化学株式会社 東京都中央区日本橋二丁目7番1号 代表取締役社長 岩田 圭一
- 2 事業場の名称及び所在地 住友化学株式会社愛媛工場菊本地区 新居浜市菊本町一丁目10番1号
- 3 特定施設に関する事項
- (1) Z 4590 ジェットスクラバー

特 定 施 設 の 種 類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第 188号。以下「政令」という。)別表第 1第33号 リ 廃ガス洗浄施設
特 定 施 設 の 能 力	排ガス処理量 1 日当たり4 ,320ノルマル 立方メートル処理
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手 8 か月後
使用開始の予定年月日	完成後直ちに

特定施設の値	使用時間間隔	連続
特定施設の1E 時間	日当たりの使用	24時間
特定施設の使用 の概要	用の季節的変動	なし
特定施設から排出される汚水等の	水素イオン濃度(水素指数)	通常 10.0~12.0 最大 9.0~13.0
汚染状態の値	化学的酸素 要成 1リットルにつき ミリグラム)	通常 1 最大 2
	浮遊物質量 (単位 リッきミリ ラム)	通常 1 最大 2
	室素付 全素位 リット ション ション ション ション ション ション ション ション	通常 0.1 最大 0.1
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日	日当たりの量 5メートル)	通常 1 最大 48

備考 汚水等は、新居浜総合排水処理施設(NBT)に送液する。

(2) Z - 4550 局排スクラバー

特定施設	设の種類	政令別表第1第33号 リ 廃ガス洗浄施 設
特定施設	段 の 能 力	排ガス処理量 1 日当たり96,000 ノルマル 立方メートル処理
工事の着手	予定年月日	許可後直ちに
工事の完成	予定年月日	着手8か月後
使用開始の	予定年月日	完成後直ちに
特定施設の個	使用時間間隔	連続
特定施設の1E 時間	日当たりの使用	24時間
特定施設の使用 の概要	用の季節的変動	なし
特定施設から排出され	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 10.0~12.0 最大 9.0~13.0
る汚水等の 汚染状態の 値	化学的酸素 要求量(リッ 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 228 最大 266
	浮遊物質量 (単位 1 リットルグ ラム)	通常 100 最大 140
	窒素含有量 (リットリン (マッカラン) (マッカラン) (マッカラン)	通常 0.1 最大 0.1

	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常最大	0 .01 0 .01	
	日当たりの量 ラメートル)	通常最大	35 48	

備考 汚水等は、新居浜総合排水処理施設(NBT)に送液する。

(3) Z - 4940 ベンチュリースクラバー

特定施言	设の種類	政令別表第 1 第33号 リ 廃ガス洗浄施 設
特定施記	设 の 能 力	排ガス処理量 1 日当たり10 ,800 ノルマル 立方メートル処理
工事の着手	予定年月日	許可後直ちに
工事の完成	予定年月日	着手8か月後
使用開始の	予定年月日	完成後直ちに
特定施設の値	吏用 時 間 間 隔	連続
特定施設の1E 時間	日当たりの使用	24時間
特定施設の使用 の概要	用の季節的変動	なし
特定施設から排出され	水素イオン 濃度 (水素 指数)	通常 3.0~7.0 最大 3.0~7.0
る汚水等の 汚染状態の 値	化学的酸素 要求量(リッ 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 25 最大 1 200
	浮遊物質 1 (リットリング ラム)	通常 0 最大 100
	室素含有量 (単位 1 リッきミリ ラム)	通常 5未満 最大 30
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリ ラム)	通常 1未満 最大 1未満
汚水等の1月	日当たりの量	通常 30
	ラメートル)	最大 60

備考 汚水等は、新居浜総合排水処理施設(NBT)に送液する。

(4) K - 4609 トレイ洗浄機№ 3

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第 1 第33号 口 水洗施設
特 定 施 設 の 能 力	トレイ処理量1日当たり1,700枚処理
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手8か月後
使用開始の予定年月日	完成後直ちに
特定施設の使用時間間隔	連続

特定施設の1E 時間	日当たりの使用	24時間
特定施設の使用の概要	用の季節的変動	なし
特定施設から排出され	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 60~80 最大 50~90
る汚水等の 汚染状態の 値	化学的酸素 要が 1リッ 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 1未満 最大 10
	浮遊物質 (単位 リット リッミ ラム)	通常 20 最大 20
	室素含有量 (リットルグ フさ) ラム)	通常 0.1未満 最大 0.1未満
	りん含有量 (単位 1 リットリク つきミリ ラム)	通常 0.01未満 最大 0.01未満
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 48 最大 96

備考 汚水等は、新居浜総合排水処理施設(NBT)に送液する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) No. 1 総合排水処理施設

設 置 垒	₣ 月 日	昭和53年8月31日				
処理施 記	段 の 種 類	沈降分離処理				
処理施言	みの型式	沈降分離処理				
処理施言	段 の 構 造	鉄筋コンクリート製				
処理施設の	D 主 要 寸 法	集水槽:縦10メートル 横10メートル 高さ5メートル 沈降槽:縦200メートル 横10メートル 高さ25メートル				
処理施言	段 の 能 力	1日当たり40,000立方メートル処理				
汚水等の気	処理の方式	沈降分離処理				
処理施設の値	使用時間間隔	連続				
処理施設の1E 時間	日当たりの使用	24時間				
処理施設の使用 の概要	用の季節的変動	なし				
処理施設に	項 目	処理前 処理後				
よる処理前 及び処理後 の汚水等の	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 70~75 通常 70~75 最大 55~88 最大 55~88				
汚染状態の値	化学的酸素 要求量 (リッ 位 1 リッ トルにつき ミリグラム)	通常 12 5 通常 12 5 最大 20 0				

	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリ ラム)		15 .0 50 .0		15 .0 50 .0
	室素含有量 (単位 1 リットルに つきミリ ラム)	通常最大	4 0 35 0	通常最大	4 .0 35 .0
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)		1 .04 15 .00		1 .04 15 .00
	日当たりの量	通常最大	22 <i>4</i> 54 29 <i>5</i> 37	通常最大	22 <i>4</i> 54 29 537

備考 汚水等は、No.1排水口より排水する。

(2) No. 3 総合排水処理施設

(2) 10.3 WB口1477を発生がBix							
設 置 4	≢ 月 日	昭和49年6月1日					
処理施言	殳 の 種 類	沈降分離処理、中和処理					
処理施言	殳の型式	沈降分離処理、中和処理					
処理施言	殳 の 構 造	土堰堤型式					
処理施設の	の主要寸法	中和槽:縦 48メートル 横 60メートル 深さ 2 2メートル 沈降槽:縦 95メートル 横 60メートル 深さ 2 メートル					
処理施言	ひの 能力	1日当たり50,000立方メートル処理					
汚水等の気	処理の方式	沈降・中和処理					
処理施設の値	吏用時間間隔	連続					
処理施設の1月 時間	日当たりの使用	24時間					
処理施設の使用 の概要	用の季節的変動	なし					
処理施設に	項 目	処理前 処理後					
よる処理前 及び処理後 の汚水等の	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 7.0~8.0 通常 7.0~8.0 最大 5.5~8.8 最大 5.5~8.8					
汚染状態の値	化学的酸素 要求量(ッ 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 14 0 通常 14 0 最大 20 0					
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 33 .0 通常 33 .0 最大 500 最大 50 .0					
	室素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 2 2 通常 2 2 最大 35 0					
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1.01 通常 1.01 最大 15.00					
	1日当たりの量 通常 37,392 通常 37,392 立方メートル) 最大 40,988 最大 40,988						
備考 汚水等は、№3排水口より排水する。							

- 5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の 値並びに汚水等の1日当たりの量
- (1) No. 1 排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン 濃度 (水素 指数)	通常最大	7 0~7 5 5 5~8 8
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常最大	12 5 20 0
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常最大	
	室素含有量 (単位 1 リッきミリ ラム)	通常最大	4 D 35 D
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)		1 ,04 15 ,00
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	日当たりの量		22 <i>4</i> 54 29 <i>5</i> 37

(2) No. 3 排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン 濃度 (水素 指数)	通常最大	7 D ~ 5 5 ~	
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常最大	14 D 20 D	
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常最大	33 .0 50 .0	
	室素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常最大	2 2 35 0	
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常最大	1 D 15 D	
	日当たりの量 ラメートル)	通常最大	37 ,392 40 ,988	

備考 この他に、雨水排水口が18箇所ある。

○愛媛県告示第361号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。 以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造 等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和4年4月1日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名 住友化学株式会社 東京都中央区日本橋二丁目7番1号 代表取締役社長 岩田 圭一

- 2 事業場の名称及び所在地 住友化学株式会社愛媛工場菊本地区 新居浜市菊本町一丁目10番1号
- 3 特定施設の種類水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第74号
- 4 変更しようとする事項の内容 特定施設の使用の方法、汚水等の処理の方法、排出水の量及び 排出水の汚染状態
- 5 特定施設に関する事項 No.1 総合排水処理施設

			更	前	変	更	後
特定施設から排出され	化学的酸素 要求量(リットルにつき ミリグラム)	通常最大		2.8 0.0	通常最大	12 20	-
る汚水等の 汚染状態の 値	窒素合有量 (単から リッき ラム) ラム)	通常最大		i .1	通常最大	-	0
	りん含有量 (単位 1 リットリ つきミリ ラム)	通常最大		.03	通常最大		.04 .00
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常最大	21 <i>4</i> 64 28 <i>5</i> 47		通常最大	22 <i>4</i> 54 29 <i>5</i> 37	

備考 処理後、No.1排水口より放流する。

6 汚水等の処理施設に関する事項

No. 1 総合排水処理施設

		变。	更 前	变。	更 後
処理施設に	項目	処理前	処理後	処理前	処理後
よる処理前 及び処理後 の汚水等の	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 12.8 最大 20.0	通常 12.8 最大 20.0	通常 12.5 最大 20.0	通常 12.5 最大 20.0
汚染状態の値	室素含有量 (単位 1 リッきミリ ラム)	通常 4.1 最大 35.0	通常 4.1 最大 35.0	通常 4.0 最大 35.0	通常 4.0 最大 35.0
	りん含有量 (単位 1 リットリウ ラム)	通常 1 .03 最大 15 .00	通常 1 03 最大 15 00	通常 1 .04 最大 15 .00	通常 1 .04 最大 15 .00
	日当たりの量	通常 21 ,464 最大 28 ,547	通常 21 ,464 最大 28 ,547	通常 22 <i>4</i> 54 最大 29 <i>5</i> 37	通常 22 <i>4</i> 54 最大 29 <i>5</i> 37

備考 汚水等は、No.1排水口より排水する。

- 6 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の 値並びに汚水等の1日当たりの量
- (1) No. 1 排水口

		変	更	前	変	更	後
汚水等の汚染状態の値	化学的酸素 要求量(リットルにつき ミリグラム)	通常最大		2 8 0 0	通常最大	12 20	
	窒素含有量 (単位 1 リッきミリ つさ) ラム)	通常最大		.1 . D	通常最大	4 35	Ω Ω

(1)	〕ットルに 📗	通常 最大	1 ,03 15 ,00	通常最大	1 .04 15 .00
汚水等の1日当 (単位 立方メ・		_	21 <i>4</i> 64 28 547		22 <i>4</i> 54 29 <i>5</i> 37

備考 この他に、雨水排水口が18箇所ある。

○愛媛県告示第362号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和4年4月1日

愛媛県中予地方局長 大 北 秀

事業者番号	指定障害	届 祉 サ ー ビ ス	事 業 者	指定障害福祉 指定障害福祉サービス事業所 サービスの種類					
争耒白留写	氏名又は名称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名	サービスの種類	名 称	所 在 地	指 定年月日		
3821500281	特定非営利活動法人とんとこ	愛媛県東温市松瀬川785 番地	高須賀 功	共同生活援助	とんとこの里	愛媛県東温市南方454 番地	令和4年 4月1日		
3813400110	特定非営利活動法人パ ステルくらぶ	愛媛県上浮穴郡久万高 原町久万324番地	白 川 京 子	短期入所	短期入所 パステルみ んなの家	愛媛県上浮穴郡久万高 原町久万324番地	令和4年 4月1日		
3823400050	特定非営利活動法人パ ステルくらぶ	愛媛県上浮穴郡久万高 原町久万324番地	白 川 京 子	共同生活援助	パステルみんなの家	愛媛県上浮穴郡久万高 原町久万324番地	令和4年 4月1日		

○愛媛県告示第363号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和4年4月1日

愛媛県中予地方局長 大 北 秀

事業者番号	指定障害	晶 祉 サ ー ビ ス	事 業 者	指定障害福祉	廃止に係る指定障害	廃 止	
争耒白笛写	氏名又は名称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名	サービスの種類	名 称	所 在 地	年月日
3813500026	社会福祉法人 松前町 社会福祉協議会	愛媛県伊予郡松前町大 字筒井710番地 1	喜 安 光 男	行動援護	松前社協へルパーステ ーションみどり	愛媛県伊予郡松前町大 字筒井710番地 1	令和4年 3月31日

○愛媛県告示第364号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷 地 の幅 員	延長	備考
一般国道	379号	伊予郡砥部町万年474番から	旧	メートル 46~14.1 70~22.8	キロメートル 1 551 1 614	
一放凹道	2/35	同町川登3233番 2 まで	新	4 9~12 3 7 0~22 8	0 314 1 614	

○愛媛県告示第365号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区	間	旧・新 別	敷 地 の幅 員	延長	備考
県 道	大平砥部線	伊予郡砥部町大南694番地先から 同町大南472番 3 まで		田	メートル 9 3~49 5 5 0~22 0	キロメートル 0 .130 0 .179	
宗 追	八十城部級	及 び 伊予郡砥部町大南694番地先から 同町大南199番地先まで		新	9 3~49 5	0 .130	

○愛媛県告示第366号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

道	路の種類	路	線	名	区	間	旧・新別	敷幅	地の員	延長	備考
県	道	7.C. \$17	伊予松		伊予郡砥部町大南692番地先から		IΒ	メート	-JI	キロメートル	一部延長
	: 追	ᄣᆒ	17 744	山林	同町大南332番1地先まで		新	5 .0	0 ~ 5 .6	0 .037	1 型型技

○愛媛県告示第367号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路	の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	砥部	8伊予松	山線	伊予郡砥部町大同町大南332番							令和4年4月1日

○愛媛県告示第368号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 令和4年4月1日

愛媛県中予地方局長 大 北 秀

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
3 中局建(開)第40号 令和4年3月23日	伊予郡砥部町拾町152番、166番 1 、166番 2 、166番 3 、166番 4 、166番 5 、166番 6 、166番 7 、166番 8 、166番 9 、166番10、166番11、166番12、166番13、166番14、166番15、166番16、166番17、166番18、166番 20、166番21、166番22、166番23、166番24、152番地先里道、166番 1 地先里道・水路	松山市井門町373番地 1 株式会社上浮穴産業

○愛媛県告示第369号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 令和4年4月1日

愛媛県中予地方局長 大 北 秀

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の住所及び氏名		
3 中局建 (開) 第41号	伊予郡松前町大字北黒田字石山187番 1 、187番 5 、187番 6	大阪市中央区今橋二丁目5番8号 株式会社NTT西日本アセット・プラン		
令和 4 年 3 月23日	ア) 知 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	二ング		

○愛媛県告示第370号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 令和4年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区	間	旧・新 別	敷 地 の幅 員	延長	備考
県道	野村柳谷線	上浮穴郡久万高原町西谷6054番1から 同町西谷6064番2まで	メートル キロメートル 日 28.1~32.0 0.020				
宗 追	≆J' f'J f9/P 行ご 斧冰	上浮穴郡久万高原町西谷6054番1から 同町西谷6064番3まで		新	41 3~54 2	0 .020	

○愛媛県告示第371号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 令和4年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路 0) 種 類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	野	村柳谷	線	上浮穴郡久万高 同町西谷字中久			2番から				令和4年4月1日

○愛媛県告示第372号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 令和4年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	į	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県道	į	猪	伏西谷	線	上浮穴郡久万高同町西谷字高野			番 2 から				令和4年4月1日

- (a) - (-) (a) - (-) (b) (-) (a) - (-) (a)

○愛媛県告示第373号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、指定した指定道路を次のように変更した。

令和4年4月1日

愛媛県南予地方局長 赤 坂 克 洋

- 1 指定道路の種類
 - 建築基準法第42条第1項第5号
- 2 変更年月日
 - 令和4年3月23日
- 3 指定道路の位置
- (1) 変更前 西予市宇和町卯之町一丁目602番1の一部、602番3

- の一部、604番の一部、605番1の一部
- (2) 変更後 西予市宇和町卯之町一丁目600番11、610番2の一部、 610番4の一部
- 4 指定道路の延長及び幅員
- (1) 変更前

ア 延長 64.61メートル

イ 幅員 6.00メートル

(2) 変更後

ア 延長 82 27メートル

イ 幅員 6.00メートル

○愛媛県告示第374号

道路法(昭和27年法律180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 令和4年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷 地 の幅 員	延長	備考
県道	叶川八国炉	西予市野村町予子林6980番2から 同町予子林6980番2まで	IΒ	メートル 10.7~18.4	キロメートル 0.054	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	肱川公園線 	西予市野村町予子林6980番2から 同町予子林6980番2まで	新	13 .1 ~ 37 .5	0 ,054	
"	"	西予市野村町予子林6446番8から 同町予子林6446番8まで	IΒ	4.4~ 6.0	0 .014	
"	ll ll	西予市野村町予子林6446番8から 同町予子林6446番8まで	新	6.0~ 7.4	0 014	

○愛媛県告示第375号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 令和4年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県 道	肱川公園線	西予市野村町· 同町予子林698 西予市野村町· 同町予子林64	80番2まで 予子林6446都						- 令和4年4月1日

訓令

○愛媛県訓令第4号

庁中一般

愛媛県処務細則の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県処務細則の一部を改正する訓令

愛媛県処務細則(昭和29年愛媛県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第3条の2 省略	第3条の2 省略
(営業統括部長)	
第3条の3 営業統括部長は、知事の命を受け、営業本部の事務を	
統括するとともに、県産品の流通・販売対策、企業立地、誘客促	
進等の営業に関する業務を行う。	
第3条の4 省略	第3条の3 省略
第3条の5 省略	<u>第3条の4</u> 省略
<u>(秘書広報統括監)</u>	
第3条の6 秘書広報統括監は、知事の命を受け、知事及び副知事	
の秘書事務並びに広報及び広聴に関する事務の統括に関する業務	
<u>を行う。</u>	
(営業副本部長)	(営業副本部長)
第4条の2 営業副本部長は、営業本部長及び営業統括部長を補佐	第4条の2 営業副本部長は、営業本部長を補佐
し、営業本部内の調整を行うとともに、上司の命を受け、県産品	し、営業本部内の調整を行うとともに、上司の命を受け、県産品
の流通・販売対策、企業立地、誘客促進等の営業に関する業務を	の流通・販売対策、企業立地、誘客促進等の営業に関する業務を
行う。	行う。
	<u>(秘書広報統括監)</u>
	第4条の3 秘書広報統括監は、知事の命を受け、知事及び副知事

(課長等)

第10条 省略

- 2 省略
- するとともに、サイクリングによる交流人口の拡大及び誘客促進 に関する業務を行う。
- 4~9 省略

(決裁、専決及び代決)

第35条 省略

2 部長、局長 ___、課長(室長を含む。)__

及び特に指定された者は、別に定めるところにより、事務を専 決し、又は代決することができる。

の秘書事務並びに広報及び広聴に関する事務の統括に関する業務 を行う。

(課長等)

第10条 省略

- 2 省略
- 3 <u>サイクリング誘客推進監</u>は、上司の命を受け、特命事項を処理 3 <u>サイクリング普及調整監</u>は、上司の命を受け、特命事項を処理 するとともに、自転車新文化の普及及び拡大

に関する業務を行う。

4~9 省略

(決裁、専決及び代決)

第35条 省略

- 111 - 111, - 1-111 - 1-111 - 1-111 - 111 - 111 - 111 - 111 - 111 - 111 - 111 - 111 - 111 - 111 - 111 - 111 -

2 部長、局長<u>、技術監</u>、課長(室長を含む。)<u>、原子力安全対策</u> 推進監、感染症対策調整監、水資源・ダム政策監、高速道路推進 監及び特に指定された者は、別に定めるところにより、事務を専 決し、又は代決することができる。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第5号

庁中一般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 令和4年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

74 īF 徭 孙 īΕ 前

(用語の意義)

- **第2条** この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それ **│第2条** この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それ ぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 省略
- (2) 専決 部長、営業統括部長、防災安全統括部長、秘書広報統 括監、局長、営業副本部長、出納局長、課長、室長、営業本部 マネージャー、原子力安全対策推進監、感染症対策調整監、水 資源・ダム政策監、高速道路推進監、出納員(出納局会計課長 及び審査課長並びに出納局の主幹(担任事務に限る。)に限 る。以下同じ。)又は主幹(担任事務に限る。)、課長補佐若 しくは検査班長(担任事務に限る。)(以下「主幹等」とい う。)が、常時、知事(出納員にあつては、会計管理者)に代 わつて特に定められた範囲の事務の処理について意思の決定を 行うことをいう。
- (3) 省略

(代決者)

第5条 代決者は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	決裁者	代決者						
	// 18 1	第1次代決者	第2次代決者					
知事の	省略							
権限に属する	<u>営業統</u> 括部長	省略						

(用語の意義)

- ぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 省略
- ② 専決 部長、<u>営業本部長</u>、防災安全統括部長_

、局長、営業副本部長、出納局長、課長、室長、営業本部 マネージャー、原子力安全対策推進監、感染症対策調整監、水 資源・ダム政策監、高速道路推進監、出納員(出納局会計課長 及び審査課長並びに出納局の主幹(担任事務に限る。)に限 る。以下同じ。)又は主幹(担任事務に限る。)、課長補佐若 しくは検査班長(担任事務に限る。)(以下「主幹等」とい う。)が、常時、知事(出納員にあつては、会計管理者)に代 わつて特に定められた範囲の事務の処理について意思の決定を 行うことをいう。

(3) 省略

(代決者)

第5条 代決者は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	決裁者	代》	央者
区刀	次 税 13	第1次代決者	第2次代決者
知事の	省略		
権限に属する	営業本部長	省略	

事務	防災安	省略	
	全統括		
	部長		
	秘書広	政策企画局長	
	報統括		
	監		
	省略		
省略			

2 省略

別表第1(第4条関係)

知事の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

東双の	事項		決	裁区	分	
車扱の	市 话					
事務の				専決	大者	
種類	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	知事	部	局	課	主
		→	長	長	長	幹
1 ~ 5						
省略						
6 組織	1 ~ 7 省略					
及び人	8 職員					
事管理	の営利企業等の					
に関す	従事許可等に関すること(地方					
る事務	公務員法第38条第1項、教育公					
	務員特例法第17条第1項、第30					
	条)					
	(1) 部長及びこれに相当する職	_				
	にある者に係るもの					
	(2) (1)以外のもの		_			
	9 職員					
	の非常勤の消防					
	団員との兼職の承認に関するこ					
	と(消防団を中核とした地域防					
	災力の充実強化に関する法律第					
	10条第1項)。 ————————————————————————————————————					
	(1) 部長及びこれに相当する職	_				
	にある者に係るもの					
	(2) (1)以外のもの		_			
	10~19 省略					
7 ~ 27						
省略						

備考 1 省略

- 2 営業副本部長、営業本部マネージャー、営業主幹、 すご味係長又はすごモノ係長の職にある者の服務に関 する事務に係るこの表6の部5の項(2)及び6の項の規 定の適用については、同表決裁区分の欄中「部長」と あるのは、「営業統括部長」とする。
- 3 省略
- 4 営業副本部長、営業本部マネージャー、営業主幹、 すご味係長又はすごモノ係長の職にある者の営利企業 等の従事許可等に関する事務に係るこの表6の部8の

事務	防災安	省略	
	全統括		
	部長		
	省略		
省略			

2 省略

別表第1(第4条関係)

知事の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

						決裁区分								
事務の	事	頁	4 0		専決	人者								
種類	y	只	知事	部	局	課	主							
			#	長	長	長	幹							
1 ~ 5														
省略														
6 組織	1~7 省略													
及び人	8 部長及びこれに相当	当する職に												
事管理	ある者以外の者の営和	利企業等の												
に関す	従事許可等に関する。	こと(地方												
る事務	公務員法第38条第11	頁、教育公												
	務員特例法第17条第	1項、第30												
	条)													
	9 部長及びこれに相当	当する職に												
	ある者以外の者の非常	常勤の消防												
	団員との兼職の承認し	こ関するこ												
	と(消防団を中核とし	ンた地域防												
	災力の充実強化に関す	する法律第												
	10条第1項)。													
	10~19 省略													
7 ~ 27														
省略														

備考 1 省略

- 2 営業副本部長、営業本部マネージャー、営業主幹、 すご味係長又はすごモノ係長の職にある者の服務に関 する事務に係るこの表6の部5の項(2)及び6の項の規 定の適用については、同表決裁区分の欄中「部長」と あるのは、「営業本部長」とする。
- 3 省略
- 4 営業副本部長、営業本部マネージャー、営業主幹、 すご味係長又はすごモノ係長の職にある者の営利企業 等の従事許可等に関する事務に係るこの表6の部8の

項(2)及び非常勤の消防団員との兼職の承認に関する事務に係る同部9の項(2)の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは、「経済労働部長」とする。

- 5 企画振興部政策企画局秘書課及び広報広聴課に属する事務並びに県民環境部防災局に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、企画振興部政策企画局秘書課及び広報広聴課に属する事務にあつては同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは「秘書広報統括監」と、県民環境部防災局に属する事務にあつては同欄中「部長」とあるのは「防災安全統括部長」とする。
 - (1)~(19) 省略
- 6 省略
- 7 省略
- 8 省略
- 9 省略

別表第2(第4条関係)

知事の権限に属する総務部関係事務に係る特定決裁事項

/ /				,	決裁	区分	
組織	事務の	事項	4		専	決律	首
名	種類	,		和 事	部	局	課
-			=	*	長	長	長
人	1 ~ 3						
事	省略						
課	4 服務						
	に関す						
	る事務						
		1 省略					
				4			
		2 省略					
		3_ 省略					
		<u>4</u> 省略					
	5 ~ 8						
	省略						
	9 行政	1 事務事業の進行管理					
	管理に	及び効果測定に関す	るこ				
	関する	と。					
	事務						
	10 省略						

項 及び非常勤の消防団員との兼職の承認に関する事務に係る同部9の項 の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは、「経済労働部長」とする。

5 秘書広報統括監の職にある者の服務に関する事務等 に係るこの表6の部5の項(2)、6の項、8の項及び9 の項の規定の適用については、同表決裁区分の欄中 「部長」とあるのは、「企画振興部長」とする。

6																					_
				į	県目	3 環	境	部	防	災	局	に	属	す	る	事	務	に	係	る%	欠
	に掲り	げる	٦	の	表の	D規	定	の	適,	用	に	つ	ι١	τ	は	`					_
																					_
		司表	決	裁[<u>×</u> 5	か の f	欄	中	Г	部	長	J	٢	あ	る	の	は	`			_
																					_
											_	Γ	防	災	安	全	統	括	部-	長」	1
	とす	პ .																			
	(1) ~ (19)	省	略																	
7	省	佫																			
8	省	佫																			
9	省日	佫																			

<u>10</u> 省略 **別表第2**(第4条関係)

知事の権限に属する総務部関係事務に係る特定決裁事項

		メに属する 総物品 医尿事物に ぶる				
4 0				決裁	区分	
組織	事務の	*		卓	享決 者	š
織	種 類	事項	知	部	局	課
名			事	長	長	長
人	1 ~ 3					
事	省略					
課	4 服務	1 部長及びこれに相当する職				
	4 服物	- 部長及びこれに相当する戦 にある者の営利企業等の従事	_			
	る事務	許可等に関すること(地公法				
	2 7 10	第38条第1項)。				
		<u>2</u> 省略				
		3 部長及びこれに相当する職	_			
		にある者の非常勤の消防団員				
		との兼職の承認に関すること				
		(消防団を中核とした地域防				
		災力の充実強化に関する法律				
		第10条第1項)。				
		<u>4</u> 省略				
		5 省略				
		6 省略				
	5 ~ 8					
	省略					
	9 行政	1 事務事業の進行管理 <u>、管理</u>				
	管理に	 改善及び効果測定に関するこ				
	関する	٤.				
	事務					
	10 省略					

40				決	裁区	分	
組織	事務の	事項	# 10		専決	央者	
名	種 類	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	知事	部	局	課	ŧ
"			事	長	長	長	卓
市	1 地方	1 許認可等に関すること。					
町	自治法	(1) 中核市 の指定に係る同					
振	の施行	 意(第252条 の24第2項					
興	に関す)					
課	る事務	(2)~(4) 省略					
		<u>(5)</u> 省略					
		(6) 省略					
		(7) 省略					
		2 省略					
		ること。					
		(1) 協議会設置等の勧告(第					
		252条 の2の2第4項、第					
		の14第3項 <u>、第252条 の16</u>					
		<u>の2第3項</u>)					L
		(2)~(7) 省略					
		4~6 省略					
	2 ~ 17						
	省略						

4 🗆				決	裁区	分	
組織	事務の	事項	知		専決	大者	
名	種 類	学	事	部	局	課	主
			-	長	長	長	幹
市	1 地方	1 許認可等に関すること。					
町	自治法	(1) 中核市等の指定に係る同					
振	の施行	意(第252条 の24第2項 <u>、</u>					
興	に関す	第252条の26の4)					
課	る事務	(2)~(4) 省略					
		(5) 一部事務組合の規約の変				_	
		更の届出の受理(第286条					
		<u>第 2 項)</u>					
		(6) 一部事務組合の解散の届				_	
		出の受理(第288条)					
		<u>(7)</u> 省略					
		(8) 広域連合の規約の変更の				_	
		届出の処理(第291条の3					
		第 3 項、第 5 項)					
		(9) 広域連合が新たに事務を				_	
		処理することとされたとき					
		<u>(変更されたときを含</u>					
		む。)の規約の変更の届出					
		の処理(第291条の3第4					
		<u>項、第 5 項)</u>					
		<u>(10)</u> 省略					
		<u>(11)</u> 省略					
		2 省略					
		3 勧告、命令、選任等に関す					
		ること。					
		(1) 協議会設置等の勧告(<u>第</u>					
		252条 の2第4項 、第					
		252条の7第3項、第252条					
		の14第3項					
)					
		(2)~(7) 省略					
		4 ~ 6 省略					
	2 ~ 17						
	省略						

組織	事務の	事項	車 话		決裁	区分	
名	種類	₽	块	知事	部	局	課
					長	長	長
行	1 ~ 6						
革	省略						
分							
権							
課							

組					決裁区分				
織	事務の	事	項	知	Ē	決			
名	種 類			事	部	局	課		
				-	長	長	長		
行	1 ~ 6								
革	省略								
分									
権									
課									

7 行政	1 事務事業の改善に関するこ		
管理に	<u>Ł.</u>		
関する	<u>(1)</u> 重要なもの	_	
<u>事務</u>	(2) 軽易なもの		

別表第3(第4条関係)

知事の権限に属する企画振興部関係事務に係る特定決裁事項

組織	事務の	事 項	知	具	享決 有	皆		
名	種類	Ŧ ~	事	部	局	課		
				長	長	長		
総	1 ~ 3							
合	省略							
政	4 棚田	1 都道府県棚田地域振興計画	_					
策	<u>地域振</u>	の作成(第6条第1項、第7						
課	興法の	項)						
	<u>施行に</u>	2 都道府県棚田地域振興計画				_		
	関する	の作成及び変更に関する関係						
	<u>事務</u>	市町の意見聴取(第6条第4						
		項、第8項)						
		3 都道府県棚田地域振興計画		_				
		の変更(第6条第7項、第8						
		<u>項)</u>						
		4 指定棚田地域の指定及び解				_		
		除に係る関係市町との協議						
		(第7条第2項、第6項)						
		5 指定棚田地域の指定の解除		_				
		に係る意見の具申(第7条第						
		7項)						
		6 指定棚田地域振興活動計画				_		
		<u>の作成及び変更についての協</u>						
		議(第8条第5項、第6項)						
	5 省略							
	<u>6</u> 省略							
	7 省略							
	8 省略							
	9 省略							

40					,		
組織	事務の	事	項	知	卓	浮決す	皆
名	種類	*	**	事	部	局	課
					長	長	長
地	1 ~ 10						
域	省略						
政							
策							
課							

別表第3(第4条関係)

知事の権限に属する企画振興部関係事務に係る特定決裁事項

4 ₽						決裁	区分	
組織	事務の)	事	項	知	卓	決	旨
名	種類	Į	-	- ×	事	部	局	課
						長	長	長
総	1 ~ 3							
合	省略							
政策								
中課								
H/K								
		略						
	<u> </u>	略						
	8 省							
		-11						

組	事務の			決裁	区分字決者	
織名	種 類	事項	事	部長	局長	課長
地	1 ~ 10					
域	省略					
政						
策						
課						
	11 総合	1 総合交通対策の総合企画、	_			
	交通対	総合調整及び推進				

1 1			_	
策の総	2 総合交通計画の策定	_		
合 企				
画、総				
<u>合調整</u>				
及び推				
進に関				
する事				
<u>務</u>				
12 太平	1 太平洋新国土軸構想の推進		_	
洋新国	2 豊予海峡ルートの建設推進			
土軸構			_	
想の推				
進に関				
<u>する事</u>				
<u>務</u>				
13 豑	1 新幹線鉄道の推進及び鉄道		_	
道、海	網の整備推進			
上交通	2 海上交通運輸その他交通運			
運輸そ				
の他交				
通運輸				
に関す				
る事務	i			
LL				

				決裁	区分	
組織	事務の	事 項	知	具	字決者	Ě
名	種類	-	事	部	局	<u>室</u>
				長	長	長
交	1 総合	1 総合交通対策の総合企画、	_			
通	交通対	総合調整及び推進				
<u>政</u>	策の総	2 総合交通計画の策定	_			
策	<u>合 企</u>					
室	画、総					
	<u>合調整</u>					
	及び推					
	進に関					
	<u>する事</u>					
	<u>務</u>					
	2 太平	1 太平洋新国土軸構想の推進		_		
	洋新国	2 豊予海峡ルートの建設推進				
	土軸構					
	想の推					
	進に関					
	<u>する事</u>					
	<u>務</u>					
	3 鉄	1 新幹線鉄道の推進及び鉄道		_		
	<u>道、海</u>	網の整備推進				
	上交通	2 海上交通運輸その他交通運				
	運輸そ	輸に関すること。				
	の他交					

1					
	<u>通運輸</u>				
	に関す				
	る事務				
			決裁	区分	

				決裁	区分	
				卓	淳決有	¥
組織名	事務の種 類	事項	知事	秘書広報統括	局長	課長
				監		
秘	1 省略					
書						
課						

					決	裁区	分	
						専ジ	大者	
					秘			
組	事務の	_			晝			
織	種類	事	項	知	应	局	課	主
名				事	報	長	長	中幹
					統			+1
					括			
					監			
広	1 ~ 9							
報	省略							
広								
聴								
課								

別表第4(第4条関係)

知事の権限に属する観光スポーツ文化部関係事務に係 る特定決裁事項

							区分享決権	
組織名	事種	務の類	事	項	知事	<u>部</u> 長	局長	課長
秘	1	省略						
書								
課								

					決	裁区	分	
						専治	大者 (
組織名	事務の種類	事	項	知事	部長	局長	課長	主幹
広	1 ~ 9							
報	省略							
広								
聴								
課								

別表第4(第4条関係)

知事の権限に属する観光スポーツ文化部関係事務に係 る特定決裁事項

	る特定決	裁事項				
45				決裁	区分	
組織	事務の	事 項	4Π	草	淳決有	鬒
名	│ 種 類	<u> </u>	知事	<u>部</u>	局	室
			+	長	長	長
<u>オ</u>	1 東京	1 東京オリンピック競技大会				
<u>ų</u>	オリン	<u>及び東京パラリンピック競技</u>				
<u>/\</u>	ピック	大会に関すること。				
2	競技大	(1) 特に重要なもの				
推	会及び	(2) 重要なもの				
進	東京パ	(3) 軽易なもの				
室	<u>ラリン</u>	<u> </u>				_
	ピック					
	競技大					
	会に関					
	<u>する事</u>					
	<u>務</u>					
1	1	l .	1		1	1 1

別表第5(第4条関係)

知事の権限に属する県民環境部関係事務に係る特定決裁事項

						決裁	区分	•
						Ē	亨決 有	耆
						防		
組						災		
織	事務の	_	\$	項	# E	安		
名	種 類	-	, ,	块	知	全	局	誄
"					事	統	長	長
						括		
						部		
						長		
防	1 災害	1 • 2	省略					
災	対策基	3 市町	防災会議	を設置しない				
危	本法の			報告に係る助		_		
機	施行に			16条第5項)				
管	関する							
理	事務	<u> </u>						
課	(他の							
	主管に	6 省略						
	属する ものを	7 省略	•					
	- 50ve - 除	8 省略						
	<.)	9 省略						
		10 省略						
		11 省略						
		12 省略						
		13 市町	地域防災	計画等の作成		_		
		及び修	正に係る	助言及び勧告				
		(第42	条第6項	、第44条第3				
		<u>項)</u>						
		14 省略						
		15 省略						
		<u>16</u> 省略						
		17 省略						
		18 省略						
		19 省略						
								-
		20 省略						
				「域避難の協議	-			
		_	1余の5	第 2 項、第 3				
		項)	+	O == \m += + -				
				第61名の『第	-			
		<u>受入れ</u> 4項)		第61条の5第				
				- 7 C 1+ 100 +4 C				
				る広域避難の		-		
				7 第 1 項)				
				に対する広域		-		
)要求(第61条				
		ツ/鬼	2項)					

別表第5(第4条関係)

知事の権限に属する県民環境部関係事務に係る特定決裁事項

					決裁	区分	•
					草	淳決 有	旨
					防		
П					災		
戠	事務の	事	項	知	安		
呂	種類			事	全	局	課
					統	長	長
					括		
					部長		
方	1 災害	1・2 省略					
%	対策基						
己	本法の						
幾	施行に						
管	関する	3 省略					
里课	事 務 (他の	<u>4</u> 省略					
	主管に						
	属する	6 省略					
	ものを 除	7 省略					
	味 く。)	8 省略					
		9 省略					
		10 省略					
		11 省略					
		12 省略					
		13 省略					
		14 省略					
		15 省略					
		<u>16</u> 省略					
		<u>17</u> 省略					
		<u>18</u> 省略					

住主等の運送の受視(第61条 のまま・1月。 28 指数公共機等に対する原性を含め環境の指示(第61条 のまま・1月。 27 当時 29 当時 20 当時		25 指定公共機関等に対する居	Ξ			[
20 192				-			
26 指定公共構製等に対する話 - 住意等で遅延辺の限定(第01金 の 8 第2 月) 27 省略							
住着号の選送の指示(第65条 の8 更 2 月 3 日							
27 省略 28 首略 29 首略 30 音略 31 省略 32 首略 32 首略 32 首略 32 首略 32 首略 33 省略 34 首略 35 首略 36 首略 37 省略 38 首略 37 省略 38 首略 39 が起房児外に成一時液在の価値域(第88条の9第2項 3項、第88条の11) 40 関係即長を必要及住成の変更人力の領域(第88条の9第4項) 41 省略 42 首略 43 内閣を選大にに対する反域			-				
28 日曜 29 日曜 20 日曜 21 日曜 22 日曜 22 日曜 22 日曜 22 日曜 23 日曜 23 日曜 23 日曜 24 日曜 25							
20 名略 20 名略 22 名略 23 名略 24 名略 25 名称 25 名称 26 名称 25 名称 26 名称 27 名称 26 名称 27 名称 28 名称 29		27 省略					19 省略
20 名略 20 名略 22 名略 23 名略 24 名略 25 名称 25 名称 26 名称 25 名称 26 名称 27 名称 26 名称 27 名称 28 名称 29		28 省略					20 省略
30 日曜 22 日曜 23 日曜 23 日曜 24 日曜 25							21 省略
31 当時 32 当時 33 当時 34 当時 35 当時 35 当時 35 当時 36 当時 37 当時 38 当時 39 当前所昇外広域一時滞在の 18 議(第66条の9第2項、至 3 15 第86条の11) 40 前係市町長との整災住民の 受入れの協議(第66条の9第2項、至 3 15 第86条の19第4項) 4 当時 4 計画 4 当時 4		30 省略					_
22 省略 25 省略 26 省略 27 省略 28 省略 29 省略 20 省略 29 省略 20 有略 20 有称 20		31 省略					23 省略
33 当時 25 当時 26 当時 27 当時 28 当時 29							
34 首略 26 首略 27 首略 28 首略 29 首略 32 首称 34 首称 34 首略 35 内閣総理大臣に対する区域 一時港在の助言の要求(第 86条の12第 2 日) 35 首略 36 答称 12第 2 日) 36 首略 37 首略 38 首略 39 首略 42 首略 39 首略 39 首略 42 首略 39 首略 42 首略 39 首略 43 首略 39 首略 44 首略 39 首略 45 首略 45 首略 45 首略 45 首略 46 首略 47 首略 48 首略 49 首略 40 首略 41 首略 42 首略 42 首略 43 首略 43 首略 44 首略 45 首称 45 首称 46 首略 47 首略 48 首略 49 首略 49 首略 40 首称 40							
35 省略 36 省略 37 省略 38 省略 39 都瀬府栗外広域一時滞在の 協議 (第86条の9第2項 31 都瀬府栗外広域一時滞在の 協議 (第86条の11) 32 関係市町長との 数2項 第86条の11) 32 関係市町長との 数2項 第86条の12第2項 34 日		_					_
28 省略 29 省略 29 省略 30 省略 32 省略 32 省略 32 省略 32 省略 32 都略 32 都		_					_
37 省略 38 省略 39 部道府県外広域一時滞在の 協議 (第86条の9第2項 第 3 項 第86条の11) 40 関係市町長との検災住民の 受人れの協議 (第86条の9第 4 項) 41 省略 42 省略 43 内閣総理大臣に対する広域 一時滞在のの助治の要求 (第 86条の12第 2 項) 44 省略 45 省略 45 省略 45 省略 46 省略 47 省略 48 省略 49 省略 49 省略 49 省略 49 省略 49 省略 40 省略 41 省略 42 省略 42 省略 43 内閣総理大臣に対する広域 一時滞在の助治の要求 (第 86条の12第 2 項) 36 省略 37 省略 48 省略 49 省略 49 省略 49 省略 49 省略 49 省略 40 省略 41 省略 42 省略 42 省略 43 省略 44 省略 45 省略 45 省略 46 省略 47 省略 48 省略 49 省略 49 省略 40 省略 41 省略 42 省略 42 省略 42 省略 43 省略 44 省略 44 省略 45 省略 45 省略 45 省略 46 省略 47 省略 47 万 万 下							
38 省略 39 部道府県外広域一時滞在の 16 18 18 18 18 18 18 18		_	-	\vdash	\square		_
39 部道府県外広域ー時滞在の 18 部道府県外広域ー時滞在の 18 部道府県外広域ー時滞在の 18 部 部 部 所							_
協議(第86条の9第2項 <u>第</u> 3項、第86条の11) 40 関係市町長との <u>被災住民の</u> <u>受入れの</u> 協議(第86条の9第4項) 4項) 41 省略 42 省略 43 内閣総理大臣に対する広域 一時滞在等の助言の要求(第86条の12第2項) 44 省略 45 省略 46 省略 47 省略 48 省略 49 省略 50 省略 51 省略 52 省略 40 省略 41 省略 42 省略 40 省略 40 省略 40 省略 40 省略 41 省略 40 省略 40 省略 40 省略 40 省略 41 省略 40 省略 40 省略 40 省略 40 省略 41 省略 40 省略 40 省略 40 省略 41 省略 40 省略 40 省略 41 省略 40 省略 40 省略 41 省略 41 省略 42 省略 40 省略 41 省略 42 省略 43 省略 41 省略 40 省略 41 省略 42 省略 43 省略 41 省略 41 省略 42 首略 43 首略 43 首略 43 首略 44 首略 47 首略 48 首略 48 首略 49 首略 40 首略 40 首略 41 首略 41 首略 41 首略 42 首略 43 首略 43 首略 44 首略 45 首略 47 第7		_					_
3項、第86条の11) 40 関係市町長との被災住民の受入れの協議(第86条の9第 4項) 4元)		_					_
40 関係市町長との被災住民の 受入れの協議(第86条の9第 4項) 11 省略 4項) 33 省略 34 省略 34 省略 35 内閣総理大臣に対する広域 一時滞在等の助言の要求(第 86条の12第2項) 44 省略 35 内閣総理大臣に対する広域 一時滞在 90 即言の要求(第 86条の12第2項) 36 省略 37 省略 48 省略 39 省略 49 省略 49 省略 49 省略 40 省略 40 省略 41 省略 42 省略 42 省略 42 省略 43 省略 42 省略 44 省略 43 省略 44 省略 44 省略 45 省略 45 省略 46 省略 47 省略 48 省略 47 省略 48 省略 48 省略 40 省略 41 省略 42 省略 43 省略 42 省略 43 省略 43 省略 44 省略 43 省略 45 省略 45 省略 45 省略 46 省略 47 省略 47 省略 48 省略 47 省略 48 省略 48 省略 47 省略 48 省略 48 省略 47 省略 48 省							
型入れの協議(第86条の9第4項) 4項) 41 省略 42 省略 43 内閣総理大臣に対する広域							
41 省略							
42 省略 43 内閣総理大臣に対する広域		4項)					4 項)
1		<u>41</u> 省略					33 省略
一時滞在等の助音の要求(第 86条の12第2項) 一時滞在 86条の12第2項) 44 省略 45 省略 46 省略 47 省略 48 省略 50 省略 50 省略 51 省略 52 省略 42 省略 42 省略 44 省略 42 省略 44 省略 44 省略 45 省略 46 首略 47 省略 48 名略 48 名略 48 名略 49 省略 40 省略 40 省略 40 省略 41 省略 42 省略 44 省略 44 省略 45 首略 46 首略 47 首略 47 首略 48 首略 48 首略 48 首略 49 首略 40 首略 40 首略 40 首略 40 首略 40 首略 40 首略 41 首略 41 首略 42 首略 42 首略 42 首略 43 首略 44 首略 44 首略 45 首称 46 武力 1 国民の保護のための措置の 実施に関すること。 85 に (1)~(13) 省略 46 指定行政機関の長等に対 する職員の派遣の要請等 (第151条第1項、第2		42 省略					34 省略
86条の12第2項) 44 省略 36 省略 37 省略 38 省略 39 省略 39 省略 40 省略 49 省略 41 省略 42 省略 42 省略 42 省略 42 省略 43 省略 44 省略 44 省略 45 省略 45 省略 46 省略 47 省略 48 省略 48 省略 49 省略 40 省略 41 省略 42 省略 42 省略 42 省略 43 省略 44 省略 44 省略 45 省略 45 省略 46 省略 46 省略 47 省略 47 省略 48 省略 48 省略 48 省略 48 省略 49 省略 40 省略		<u>43</u> 内閣総理大臣に対する <u>広域</u>					35 内閣総理大臣に対する広域
44 省略 36 省略 45 省略 37 省略 46 省略 38 省略 47 省略 48 省略 49 省略 40 省略 50 省略 41 省略 51 省略 43 省略 4 武力 1 国民の保護のための措置の実施に関すること。 8等に (1)~(3) 省略 1 国民の保護のための措置の実施に関すること。 (1)~(3) 省略 1 国民の保護のための措置の実施に関すること。 (1)~(3) 省略 1 国民の保護のための措置の実施に関すること。 (1)~(3) 省略 (4) 指定行政機関の長等に対する職員の派遣の要請 (3) 指定行政機関の長等に対する職員の派遣の要請 (3) 第151条第1項、第2		<u>一時滞在等</u> の助言の要求(第					<u>一時滞在</u> の助言の要求(第
45 省略		86条の12第2項)					86条の12第2項)
46 省略		44 省略					36 省略
47 省略		45 省略					37 省略
48 省略		46 省略					38 省略
49 省略 41 省略 50 省略 42 省略 51 省略 43 省略 2・3 省略 4 武力 攻撃事 1 国民の保護のための措置の実施に関すること。 東施に関すること。 8等における国民の保護のための措置のする職員の派遣の要請等(第151条第1項、第2 (第151条第1項、第2		47 省略					39 省略
50 省略 42 省略 51 省略 43 省略 52 省略 2・3 2 格 2・3 3 省略 4 武力 1 国民の保護のための措置の実施に関すること。 東施に関すること。 実施に関すること。 態等に (1)~(13) 省略 (1)~(13) 省略 おける 国民の保護のための提覧の長等に対する職員の派遣の要請等(第151条第1項、第2 (第151条第1項、第2		48 省略					40 省略
51 省略 43 省略 2・3 省略 2・3 省略 4 武力 攻撃事 態等に おける 国民の 保護の 保護の 保護の 保護の ための 1 国民の保護のための措置の 実施に関すること。 2・3 省略 (4) 指定行政機関の長等に対する職員の派遣の要請等 (第151条第1項、第2 (4) 指定行政機関の長等に対する職員の派遣の要請 する職員の派遣の要請 (第151条第1項、第2		49 省略					41 省略
2・3 1 国民の保護のための措置の 2・3 3 3 3 3 4 3 3 3 3		50 省略					42 省略
2・3 省略 4 武力 1 国民の保護のための措置の 攻撃事 寒施に関すること。 態等に おける 国民の 保護の ための 提出の 要請等 (1) ~ (13) 省略 (4) 指定行政機関の長等に対する こと。 (4) 指定行政機関の長等に対する職員の派遣の要請等 (第151条第1項、第2) (第151条第1項、第2)		51 省略					43 省略
省略 4 武力 1 国民の保護のための措置の 攻撃事 実施に関すること。 4 武力 1 国民の保護のための措置の 攻撃事 実施に関すること。 態等に おける 国民の 保護の 大めの 保護の でありの ための ための ための ための ための ための ための と また は また		52 省略					44 省略
4 武力 1 国民の保護のための措置の 攻撃事 実施に関すること。 4 武力 1 国民の保護のための措置の 実施に関すること。 態等に おける 国民の 保護の ための 保護の ための ための ための ための ための ための ための ための ための まための ま	2 · 3					2 • 3	
攻撃事 実施に関すること。 攻撃事 実施に関すること。 態等に おける おける 国民の保護の保護の保護の (第151条第1項、第2) (1)~(13) 省略 おける 国民の保護の保護の保護の保護の保護の保護の保護の保護の保護の保護の保護の保護の保護の	省略					省略	
 態等に (1)~(13) 省略 おける (14) 指定行政機関の長等に対する職員の派遣の要請等 (第151条第1項、第2 (第151条第1項、第2 (第151条第1項、第2 ための ための	4 武力	1 国民の保護のための措置の				4 武力	1 国民の保護のための措置の
おける 国民の 保護の (第151条第1項、第2 ための (4) 指定行政機関の長等に対 国民の 保護の (第151条第1項、第2 ための (第151条第1項、第2 ための (7) (4) 指定行政機関の長等に対 する職員の派遣の要請 (第151条第1項、第2 ための (第151条第1項、第2 (第151条第1項、第2 (第151条第1項、第2 (第151条第1項、第2) (第151条第1項、第2) (第2) (第3) (第3) (第3) (第3) (第3) (第4) (第5) (第5) (第5) (第6) (第6) (第6) (第6) (第7)	攻擊事	実施に関すること。				攻擊事	実施に関すること。
国民の		(1)~(13) 省略					(1)~(13) 省略
保護の		(14) 指定行政機関の長等に対					(14) 指定行政機関の長等に対
(第151条第1頃、第2 (第151条第1頃、第2							
ための 項)	ための					ための	

措置に	(15) 総務大臣に対する職員の		
関する	派遣のあつせんの <u>要請等</u>		
法律の	(第151条第2項、第152		
施行に	条)		
関する	2 省略		
事務	3 国民の保護に関する計画に		
	関すること。		
	(1)・(2) 省略		
	(3) 市町の計画の作成及び変		
	更に係る <u>協議</u> (第35条第		
	5 項、第 8 項)		
	4 緊急対処保護措置の実施に		
	関すること。		
	(1)~(13) 省略		
	(14) 指定行政機関の長等に対		
	する職員の派遣の要請等		
	(第151条第1項、第2		
	項、第183条)		
	(15) 総務大臣に対する職員の		
	派遣のあつせんの <u>要請等</u>		
	(第151条第2項、第152		
	条、第183条)		
	5 省略		

措置に	(15) 総務大臣に対する職員の		
関する	派 遣 の あ つ せ ん の <u>要 請</u>		
法律の	(第151条第2項、第152		
施行に	条)		
関する	2 省略		
事務	3 国民の保護に関する計画に		
	関すること。		
	(1) • (2) 省略		
	(3) 市町の計画の作成及び変		
	更に係る <u>協議等</u> (第35条第		
	5 項、第 8 項)		
	4 緊急対処保護措置の実施に		
	関すること。		
	(1)~(13) 省略		
	する職員の派遣の要請		
	(第151条第1項、第2		
	項、第183条)		
	⑸ 総務大臣に対する職員の		
	派 遣 の あ つ せ ん の <u>要 請</u>		
	(第151条第2項、第152		
	条、第183条)		
	5 省略		

				決裁	区分	
				車	沙	旨
				防		
組	事務の			災		
織	種 類	事項	知	安全	局	課
名			事	統	長	長
				括	IX.	IX.
				部		
				長		
原	1 災害	│ │ 1 指定地方公共機関の指定				
子	対策基			_		
カ	本法の	2 省略				
安	施行に	3 省略				
全	関する					
対	事 務	<u>4</u> 省略				
策	(原子					
課	力災害					
	に係る	= = 10 10 × 31 1= 131 0 133 133 ()1=				
	ものに	29条第 3 項、第30条第 3 項)				
	限	6 内閣総理大臣に対する指定				
	る。)	行政機関等の職員の派遣				
		のあつせん <u>の要求</u> (第30条第				
		1項、第2項)				

				決裁	区分	
				真	浮決す	¥
				防		
組				災		
織	事務の	事項	知	安		
名	種 類		事	全	局	課
				統	長	長
				括		
				部		
				長		
原	1 災害					
子	対策基					
力	本法の	1 省略				
安	施行に	2 省略				
全	関する					
対	事務	<u>3</u> 省略				
策	(原子	4 内閣総理大臣に対する指定				
課	力災害	行政機関等の職員の派遣のあ				
	に係る	つ せ ん の 要 求 <u>(第30条 第 1</u>				
	ものに	項、第2項)				
	限	<u>5</u> 市町長等 に対する <u>指定</u>				
	る。)					
		 のあつせん(第30条第				
		1 項、第 2 項)				

		-		
7 市町長等 に対する指定				
地方行政機関等の職員の派遣				
のあつせん <u>(第30条第1項、</u>				
第 2 項)				
			\downarrow	
8 省略				
9_ 省略				
10 省略				
-				
12 省略	\dashv			
_	\dashv		+	
13 緊急事態応急対策に関する				
指示に係る要請(第55条				
)				
<u>14</u> 省略	\dashv			
15 省略	\square			
16 省略				
17 都道府県外広域避難の協議				
(第61条の5第2項、第3				
項)				
18 関係市町長との要避難者の				
受入れの協議(第61条の5第				
4項)				
19 市町長に対する広域避難の				
助言(第61条の7第1項)		_		
避難等の助言の要求(第61条		-		
の7第2項)				
21 指定公共機関等に対する居				
住者等の運送の要請(第61条		-		
の8第1項)				
22 指定公共機関等に対する居	\dashv			
住者等の運送の指示(第61条	-			
の8第2項)				
23 省略				
24 原子力災害時における市町				
の事務の受託等(第69条	.			
の事務の受託等(第69条		- 1		
、政令第28条)				
、政令第28条) 、取令第28条) 、取令第28条)				
、政令第28条)				
、政令第28条) 、取令第28条) 25 原子力緊急事態に係る応急				
、政令第28条)、政令第28条)、政令第28条)、、				
、政令第28条) <u>25</u> 原子力緊急事態に係る応急 措置の実施(第70条第1項				
、政令第28条) <u>25</u> 原子力緊急事態に係る応急 措置の実施(第70条第 1 項)				
、政令第28条)、政令第28条)、政令第28条)、、				

	28 省略			
	29 省略			
	30 省略			
	31 原子力災害時における事務			
	の他の都道府県に対する委託			
	等(第75条			
	、政			
	令第31条) ————————————————————————————————————			
	32 省略			
	33 都道府県外広域一時滞在の			
	協議(第86条の9第2項 <u>、第</u>			
	<u>3項</u> 、第86条の11) 			
	34 関係市町長との被災住民の			
	受入れの協議(第86条の9第			
	4 項) ————————————————————————————————————			
	<u>35</u> 省略			
	36 省略			
	37 内閣総理大臣に対する <u>広域</u>			
	一時滞在等の助言の要求(第			
	86条の12第2項) 	Ш		
	38 省略			
	39 省略			
	40 省略			
	41 省略			
	42 省略			
	43 省略			
	<u>44</u> 省略			
	<u>45</u> 省略			
		\Box		
2 ~ 5				
省略				

備考 省略

別表第6(第4条関係)

知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の 種 類	事項	知事	決裁区分 専決者 部 局 課 主			主
			₽	長	長	長	幹
保	1 ~ 6						
健	省略						
福	7 社会	1 社会福祉法人等に関するこ					
祉	福祉法	と。					
課	の施行						
	に関す						

22 省略			
23 省略			
24 省略			
25 原子力]災害時における事務		
の他の者	『道府県に対する委託		
等(第7	5条 <u>、原子力災害対策</u>		
特別措置	置法第28条第1項、政		
令第31条	₹)		
26 省略			
27 都道府	f県外広域一時滞在の		
協議(第	第86条の9第2項		
、第	第86条の11)		
28 関係市	『町長との		
	_協議(第86条の9第		
4項)			
29 省略			
30 省略			
31 内閣総	8理大臣に対する <u>広域</u>		
一時滞在	Eの助言の要求(第		
86条の1	2第 2 項)		
32 省略			
33 省略			
34 省略			
35 省略			
36 省略			
37 省略			
38 省略			
39 省略			
40 緊急通	通行車両(緊急自動車		_
を除く。)の確認(政令第33		
条第1項	<u> </u>		

備考 省略

2 ~ 5

別表第6(第4条関係)

知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項

組					裁区		
織	事務の	事項			専決	各者	
名	種類	算 块	知事	部	局	課	±
				長	長	長	幹
保	1 ~ 6						
健	省略						
福	7 社会	1 社会福祉法人 に関するこ					
祉	福祉法	と。					
課	の施行	(1) 定款の認可(第31条第1					
	に関す	<u>項)</u>					

る事務	(1) 一時評議員等			る事務	(2) 一時評議員及び一時役員				\Box
) J = 10	の選任(第42条第2項、第			2 4 10	の選任(第42条第2項、第				
	45条 の 6 第 2 項、第143条				45条の6第2項				
	第1項))				
	<u> </u>								+
					(3) 評議員会の招集の許可 (第45条の9第5項)		-		
						Н		_	++
	(2) 定款の変更の認可(第45				(<u>4</u>) 定款の変更の認可(第45				
	条 の36第 2 項 <u>第139条 第</u>				条の36第2項				
	<u>1項</u>))	Н			++
					(5) 定款変更の届出の受理				$\left - \right $
					(第45条の36第4項)				\perp
	(3) 省略				<u>(6)</u> 省略				
					(7) 解散の届出の受理(第46				_
					条第3項)				
					(8) 清算人の届出の受理(第				
					46条の6第4項、第5項)				
					(9) 清算結了の届出の受理				
					(第47条の5)				
					(10) 合併の認可(第50条第3				
					項、第54条の6第2項)				
	(4) 省略				(l1) 省略				
						Н			\Box
	(6) 省略								+
									+
					(4) 社会福祉充実計画の変更			-	-
					の承認(第55条の3第1				
					<u>項)</u>				+
					(15) 社会福祉充実計画の変更				-
					の届出の受理(第55条の3				
	() #10-5				第 2 項)				+
	<u>(7)</u> 省略				<u>(16)</u> 省略				
	(8) 報告の徴収及び立入検査				(፲፻) 報告の徴収及び立入検査				
	(第56条第1項 <u>、第144</u>				(第56条第1項				
	<u>条</u>)				_)				Ш
	(9) 必要な措置の勧告(第56				◎ 必要な措置の勧告(第56				
	条第 4 項 <u>、第144条</u>)				条第4項)				
	៌ា 勧告に従わない旨の公表				៌ 勧告に従わない旨の公表				
	(第56条第5項 <u>、第144</u>				(第56条第5項				
	条)				_)				
					② 勧告に係る措置の命令		-		
					(第56条第6項)				Ш
					②1) 業務の停止命令及び役員		_		
					の解職勧告(第56条第7				
					項、第9項)	Ш			Ш
	<u>(11)</u> 省略				<u>②</u> 省略				
					② 公益事業又は収益事業の				
					停止命令(第57条)				
	<u>(12)</u> <u>所轄庁等</u> に対する意見の								\Box
	 具申(第57条の2第1項 <u>、</u>				 具申(第57条の2第1項				
	<u>第144条</u>))				

[(13) 関係都道府県知事等に対	\Box	\top					②5 関係都道府県知事等に対		
	する協力の要請(第57条の							する協力の要請(第57条の		
	9 6 励力の安請(第57余の)							2 第 2 項)		
-			+	+					_	+
	<u>组</u> 助成(第58条第1項)		_	4	\vdash			<u>26</u> 助成等(第58条)	_	-
								② 計算書類等及び財産目録		
		\perp	_		Ш			等の届出の受理(第59条)		
	<u>(15)</u> 省略							<u>(28)</u> 省略		
	2 社会福祉事業に関するこ							2 社会福祉事業に関するこ		
	と。							٤.		
								(1) 社会福祉施設の設置及び		
								変更の許可(第62条、第63		
								<u>条)</u>		
								(2) 社会福祉事業の経営許可		
								(第67条)		
	(1) 省略							(3) 省略		
			+					(4) 改善命令(第71条)		
		\dashv	+	\vdash				(5) 許可の取消し等(第72	\dashv	
								条)	-	
	つ 少政	\dashv	+	\vdash	\dashv				+	+
	3 省略		+	+-				3 省略	_	
	4 社会福祉主事に係る養成機							4 社会福祉主事に係る養成機		
	関及び講習会に関すること。		_	-				関及び講習会に関すること。		
	(1) 省略	\perp	4					(1) 省略		
								(2) 変更の承認(社会福祉法		_
								施行令(以下この項におい		
								て「政令」という。)第6		
			\perp					条第1項)		
								(3) 変更の届出の受理(政令		
								第 6 条第 2 項)		
								(4) 報告の受理(政令第7		
								<u>条)</u>		
								(5) 報告の徴収(政令第8条		_
								第1項)		
								(6) 指示(政令第8条第2		
								項)		
	② 指定の取消し(社会福祉							(7) 指定の取消し(政令		
	<u>法施行令</u> 第 9 条)							第 9 条)		
8 ~ 15							8 ~ 15			
省略							省略			
16 障害	1 障害福祉サービス事業(施	\top	\top				16 障害	1 障害福祉サービス事業(施	\top	
者の日	設を必要とするものに限						者の日	設を必要とするものに限		
常生活	る。)及び福祉ホームに関す						常生活	る。)及び福祉ホームに関す		
及び社	ること。						及び社	ること。		
会生活	(1) 省略	\top	\top				会生活	(1) 省略	\top	T
を総合		+	+	+			を総合	(2) 事業の停止命令等(第82	+	+
的に支		.					的に支		-	
	i	١ ١	- 1			1 1				
援する			+				援する	2 指定重業者等乃が指定相談	+	
援する - ための							援する ための 法律の	2 指定事業者等及び指定相談 古坪事業者に係る業務等理体		

	和十十十万十日			 1100	7127			
施行に				施行に	(1) 報告の徴収及び立入検査			
関する					(第51条の3第1項、第51		-	
				関する				
事務				事務	条の32第1項)		Ш	
					(2) 報告の徴収及び立入検査			
					に係る市町長からの要求の			
					受理(第51条の32第3項)			
					文理 (\vdash	
					(3) 勧告(第51条の4第1		_	
					項、第51条の33第1項)			
					(4) 勧告に従わない旨の公表			
							-	
					(第51条の4第2項、第51			
					条の33第2項)			
					(5) 措置命令(第51条の4第			
					3 項、第51条の33第3項)			
						+		
				17 児童	1 指定障害児事業者等、指定			
				福祉法	障害児入所施設等及び指定障			
				の施行	害児相談支援事業者に係る業			
				に関す	務管理体制の整備に関するこ			
				る事務	٤.			
					(1) 報告の徴収及び立入検査		_	
					(第21条の5の27第1項、			
					第24条の19の2、第24条の			
					39第 1 項)			
						+	\vdash	
					(2) 勧告(第21条の5の28第		-	
					1 項、第24条の19の 2 、第			
					24条の40第1項)			
					③ 勧告に従わない旨の公表			+
							-	
					(第21条の5の28第2項、			
					第24条の19の2、第24条の			
					<u>40第 2 項)</u>			
17 省略				18 省略				
				_				
	1 指定介護老人福祉施設に関			19 介護	1 指定介護老人福祉施設に関			
保険法 保険法	すること。			保険法	すること。			
┃ ┃ ┃ の施行				の施行	(1) 居宅サービス等を行つた			
に関す				に関す	者等に対する報告等の命令		-	_
る事務				る事務	及び質問(第24条第1項)			
		$\perp \downarrow \downarrow \downarrow$	\perp		<u> </u>	\perp	\vdash	$\perp \downarrow \downarrow \downarrow$
					② 被保険者等に対する報告		_	_
					の命令等(第24条第2項)			
					(3) 報告の徴収及び立入検査	+	\vdash	++
							-	-
		$\perp \downarrow \downarrow \downarrow$	\perp		(第90条第1項)	\perp	\sqcup	$\perp \!\!\! \perp \!\!\! \perp \!\!\! \perp$
	<u>(1)</u> 省略				<u>(4)</u> 省略			
	(2) 省略				(5) 省略		\Box	77
		+++			_	+	\vdash	+
					(6) 勧告に係る措置命令(第	_		
					91条の2第3項、第4項)			
					2 介護サービス事業者(社会	\top	$ \uparrow $	
					福祉法人である介護サービス			
					事業者に限る。)に係る業務			
					管理体制の整備に関するこ			
					<u>と。</u>			
	1						ш	

		 	1 1 1			 		_
					(1) 報告の徴収及び立入検査	-	_	
					(第115条の33第1項)			
					② 報告の徴収及び立入検査			_
					の要請(第115条の33第3			
					項)			
					③) 報告の徴収及び立入検査		T.	_
					の結果に係る他の都道府県			
					知事又は市町村長への通知			
					及び厚生労働大臣又は他の			
					都道府県知事からの通知の			
					受理(第115条の33第4			
					<u>項)</u>			
					(4) 勧告(第115条の34第1	-	_	
					<u>項)</u>			
					(5) 勧告に従わない旨の公表	_	T	
					(第115条の34第2項)			
					(6) 措置命令(第115条の34		T	
					第3項、第4項)			
					(7) 措置命令に係る公示(第		Τ.	_
					115条の34第4項)			
					(8) 措置命令に違反した内容		T.	_
					に係る他の都道府県知事又			
					は市町村長への通知及び厚			
					生労働大臣又は他の都道府			
					県知事からの通知の受理			
					(第115条の34第5項)			
19 省剛	<u></u>		20	省略				
	<u>\$</u>		21	省略			T	

備考 この表20の部の規定の適用については、同表決裁区分の 欄中「課長」とあるのは、「感染症対策調整監」とする。

				決	裁区	分	
組織	事務の	事項			専治	大者	
名	種類	— → · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	知事	部	局	課	主
-			#	長	長	長	幹
薬	1 ~ 14						
務	省略						
衛	15 クリ						
生	ーニン						
課	グ業法						
	の施行	<u>1</u> 省略					
	に関す	2 省略					
	る事務	3 免許証の訂正(クリーニン					
		グ業法施行令第1条第2項)					
		4 免許証の再交付(クリーニ					_
		ング業法施行令第1条第3					
		<u>項)</u>					
		5 他都道府県で受けた免許の			_		
		取消しの認定(クリーニング					
		業法施行令第2条)					

構考 この表21の部の規定の適用については、同表決裁区分の 欄中「課長」とあるのは、「感染症対策調整監」とする。

	欄中「課	長」とあるのは、	「感染症対策詞	周整	監」	ح	する	5。
4 0					決	裁区	分	
組織	事務の	事	項	知		専決	大者	
名	種類	-	~	事	部	局	課	主
					長	長	長	幹
薬	1 ~ 14							
務	省略							
衛	15 クリ	1 クリーニング	<u>「師の免許及び</u>				_	
生	ーニン	登録(第6条、	第8条第1					
課	グ業法	項)						
	の施行	2 省略						
	に関す	<u>3</u> 省略						
	る事務							
		4 クリーニング	が師の免許の取					
		消し(第12条)	_					

	16~27 省略								16~27 省略						
				決	裁区	分						決	裁区	分	
組	事務の				専治	と 者		組	事務の				専決	者	_
織	種 類	事項	知	部	局	課	+	織	種類	事項	知	部	局	課	_ =
名			事		長			名			事		長		
障	1 ~ 7							章	1 ~ 7						
	省略								省略						_
い 福		1 省略						温		1 省略					L
価 祉	福祉士	2 特定行為業務の登録等の公						強	福祉士	2 特定行為業務の登録等の公					
課	及び介	示(長寿介護課の所管に属す						課	及び介	示(長寿介護課の所管に属す					
W/K	護福祉	るものを除く。)(第48条の						1 /1	護福祉	るものを除く。)(第48条の					ı
	生法の	8、 <u>附則第27条第2項</u>)							士法の	8、 <u>附則第20条第2項</u>)					
	施行に 関する	3 登録研修機関に関すること							施行に 関する	3 登録研修機関に関すること					
	事務	(第3号研修に係るものに限							事務	(第3号研修に係るものに限					
	7 75	る 。)。							7 75	ð.).					
										(1) 登録(附則第4条第2					_
										<u>項)</u>					
		 (1) 登録の更新(附則第16条								 (2) 登録の更新(附則第9条					_
										, <u> </u>					
										(3) 登録事項の変更の届出の					_
										受理(附則第11条)					-
															Г
										(4) 業務規程の届出及び変更					-
										届出の受理(附則第12条第					
										1項)					_
										(5) 業務の休廃止の届出の受					-
										理(附則第13条)					H
		(<u>2</u>) 適合命令及び改善命令								(6) 適合命令及び改善命令					
		(附則第21条、第22条)								(<u>附則第14条、第15条</u>)					L
										(7) 登録の取消し等(附則第		_			
										16条)					
		(3) 公示(附則第24条)								(8) 公示(<u>附則第17条</u>)					H
										(9) 報告の徴収及び立入検査				-	
										(第19条、第20条、附則第					
										<u>18条)</u>					H
		4 認定特定行為業務従事者認								4 認定特定行為業務従事者認					
		定証の交付事務の委託(第3								定証の交付事務の委託(第3					
		号研修に係るものに限る。)								号研修に係るものに限る。)					
		(附則第12条第1項)								(附則第5条第1項)					L
	9 ~ 11								9 ~ 11						
	省略								省略						L
					- r =								±n =	,.	
組					裁区			組	± 74 -				裁区		_
織	事務の	事項	知		専ジ	十者		織	事務の	事項	知		専決		
名	種類		事	部	局	課	主	名	種類		事	部	局	課	Εı

長 1~4			
寿省略			
介 5 社会	1 省略		
護 福祉士	2 特定行為業務の登録等の公		
課 及び介			
護福祉	法に規定する事業を行う事業		
士法の	者に関するものに限る。)		
施行に	(第48条の8、附則第27条第		
関する	2項)		
事務	3 登録研修機関に関すること		T
	(第1号研修及び第2号研修		
	に係るものに限る。)。		
	(1) 登録の更新(附則第16条		
	第1項)		
			T
	(2) 適合命令及び改善命令		
	(附則第21条、第22条)		
	(1000)		
	(3) 公示(附則第24条)		
	4 認定特定行為業務従事者認		
	定証の交付事務の委託(第1		
	号研修及び第2号研修に係る		
	ものに限る。)(<u>附則第12条</u>		
	<u>第1項</u>)		
6 ~ 26			
省略			

長	1 ~ 4				
寿	省略				
介	5 社会	1 省略			
護	福祉士	2 特定行為業務の登録等の公			
課	及び介	示(老人福祉法及び介護保険			
	護福祉	法に規定する事業を行う事業			
	士法の	者に関するものに限る。)			
	施行に	(第48条の8、附則第20条第			
	関する	2項)			
	事務	3 登録研修機関に関すること			
		(第1号研修及び第2号研修			
		に係るものに限る。)。			
		(1) 登録(附則第4条第2			
		<u>項)</u>			
		(2) 登録の更新(附則第9条			
		第 1 項)			
		(3) 登録事項の変更の届出の			
		受理(附則第11条)			
		(4) 業務規程の届出及び変更			
		届出の受理(附則第12条第			
		1項)			
		(5) 業務の休廃止の届出の受			
		理(附則第13条)			
		(6) 適合命令及び改善命令			
		(<u>附則第14条、第15条</u>)			
		(7) 登録の取消し等(附則第			
			_		
		(8) 公示(附則第17条)			
		(第19条、第20条、附則第			
		18条)			
		4 認定特定行為業務従事者認			
		定証の交付事務の委託(第1			
		号研修及び第2号研修に係る			
		ものに限る。)(<u>附則第5条</u>			
		<u>第1項</u>)			
	6 ~ 26				
	省略				
		1	 _	_	

40						決裁	区分	
組織	事	務の	事	項	fπ	草	浮決者	¥
名	種	類		74	知事	部	局	課
					T	長	長	<u>長</u>
<u>ね</u>	1	省略						
<u>h</u>								
<u>1)</u>								
<u>h</u>								
<u>Ľ</u>								
w								

組							決裁	区分	,
織	事	務の	事	Iļ	5	知	Ę	∮決 す	旨
名	種	類	7		•	事	部	局	室
I							長	長	長
<u>ね</u>	1	省略							
<u></u>									
<u>1)</u>									
<u>6</u>									
<u>Ľ</u>									
ッ									

		'和 4 年 4 月 1 日 ,	_				760	<u></u>		+IX	第29		_			
2								2	2							
<u></u>								<u>#</u>	崖							
<u></u>								<u>道</u>	і							
果								<u>宝</u>	Ē							
. j	7(第4							別表	多	7 (第 4			-			
	-	ぶ属ぶり こ属する経済労働部関係事務に係	系る 集	非定	決表	北事	頂			-	ぶるがり こ属する経済労働部関係事務に係	る特	宇定	決ま	北事	I
7.1							~~		7#	7 07 IE FK N		5 10				
				决:	裁区	公分		糾	日				决	裁区	公分	
哉	事務の	事 項	知		専ジ	+者		維		事務の	事 項	知		専え	大者	
3	種類		事	部	局	課	主	2		種類		事	部	局	課	
1			7	長	長	長	幹		-			→	長	長	長]
ž	1 ~ 12							绘	圣	1 ~ 12						t
	省略									省略						
- -								3	ļ							+
Z Z								接		13 独立						
₹ 								詩		<u>行政法</u>	望状況報告(高度化事業に係					
1								D	·IV	<u>人中小</u>	る都道府県に対する資金の貸					
										企業基	付けに関する準則(平成16年					
										盤整備	7月29日付け規程16第30号。					
										機構か	以下この部において「機構準					
										<u>らの資</u>	則」という。)第11条第2					
										金借入	項、高度化事業に係る都道府					
										<u>に関す</u>	県に対する資金の貸付けに関					
										る事務	する細則(平成16年7月29日					
											付け要領16第12号。以下この					
											部において「機構細則」とい					
											う。)第31条第2項)					
											 2 中小企業高度化資金の借入					t
											申請(機構準則第14条、第22		_			
											条、第29条)					
																ļ
											3 中小企業高度化資金の貸付		_			
											決定変更申請(機構準則第16					
											条、第24条、第31条)					
											4 中小企業高度化資金の事業		_			
											認定申請(機構準則第20条)					
											│ 5 共同施設事業等の着工届					t
											(機構準則第28条)		_			
																ł
											6 貸付等条件の変更申請(機		_			
											構準則第36条第3項、第37条					
											第 4 項、第38条第 5 項、第39					
											条第4項、第40条第5項、機					
											構細則第34条、第36条、第38					
						L					条、第40条、第42条)				L	
											7 違約金の免除申請(機構準					Γ
											則第44条第2項、機構細則第					
											 8 償還金の免除申請(機構準					t
													-			
											則第47条第3項、第48条第3					
											項、第48条の2第2項、機構					
											細則第55条、第59条、第60条 の2)					

	<u>13</u>	省略			
	<u>14</u>	省略			
	<u>15</u>	省略			
	<u>16</u>	省略			
	<u>17</u>	省略			

別表第8(第4条関係)

知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項

組					決裁区分				
織名	事務の 種 類	事	事項	知事	部	厚決者 局	課		
_					長	長	長		
農産	1~9 省略								
唐園									
芸									
課									

9 徴収停止申請(機構準則第 49条第4項、機構細則第61 条)					
14 独立 1 貸付条件の変更(高度化事業に係る都道府県からの資金の借入れに関する取扱要領の借入れに関する取扱要領の作品に関する取扱要領の情務81号。以下この部において「機構要領」という。)第13条第1項) 2 貸付金の繰上げ償還の請求(機構要領事14条第2項) 1 資付金の繰上げ償還の請求(機構要領事16条) 4 償還金等の免除(機構要領第18条第1項、第19条第1項、第19条第1項、第19条第1項、第2項) 15 省略 18 省略		9 徴収停止申請(機構準則第	_		
14 独立 1 貸付条件の変更(高度化事業に係る都道府県からの資金の借入れに関する取扱要領(平成16年11月24日付け要領16第81号。以下この部において「機構要領」という。)第13条第1項) 2 貸付金の繰上げ償還の請求の貸付けに関する事務 2 貸付金の繰上げ償還の請求の機構要領第14条第2項) 4 償還金等の免除(機構要領第18条第1項、第19条第1項、第19条の2第1項、第2項) 15 省略 16 省略 17 省略 18 省略		49条第4項、機構細則第61			
行政法人中小企業基盤 業に係る都道府県からの資金の借入れに関する取扱要領(平成16年11月24日付け要領16第81号。以下この部において「機構要領」という。)第13条第1項) 対する資付金の貸付けに関する事務 2 貸付金の繰上げ償還の請求(機構要領第14条第2項) 3 違約金等の免除(機構要領第16条) 4 償還金等の免除(機構要領第18条第1項、第19条第1項、第19条第1項、第19条第1項、第19条第1項、第2項) 15 省略 16 省略 18 省略 18 省略		<u>条)</u>			
人中小 企業基 盤整備 機構に 対する 貸付金 の貸付 けに関 する事 務 (平成16年11月24日付け要領 16第81号。以下この部におい て「機構要領」という。)第 13条第1項) 2 貸付金の繰上げ償還の請求 (機構要領第14条第2項) 3 違約金等の免除(機構要領 第16条) — 4 償還金等の免除(機構要領 第18条第1項、第19条第1 項、第19条の2第1項、第2 項) — 15 省略 16 省略 17 省略 18 省略 16 省略 18 省略	14 独立	1 貸付条件の変更(高度化事			
企業基盤 盤 備 機構に 対する 16第81号。以下この部において「機構要領」という。)第 13条第 1 項) 貸付金の貸付けに関する事務 2 貸付金の繰上げ償還の請求 (機構要領第14条第 2 項) 4 償還金等の免除(機構要領第16条) 4 償還金等の免除(機構要領第18条第 1 項、第19条第 1 項、第19条第 1 項、第19条の 2 第 1 項、第 2 項) 15 省略 16 省略 17 省略 18 省略	<u>行政法</u>	業に係る都道府県からの資金			
盤整備 機構に 対する (機構要領」という。)第 13条第1項) 資付金 の貸付けに関する事 務 2 貸付金の繰上げ償還の請求 (機構要領第14条第2項) 3 違約金等の免除(機構要領第16条) 4 償還金等の免除(機構要領第18条第1項、第19条第1項、第19条第1項、第19条第1項、第2項) 15 省略 16 省略 17 省略 18 省略 16 日本 16 日本 16 日本 16 日本 16 日本 17 日本 16 日本 17 日	人中小	の借入れに関する取扱要領			
機構に 対する 貸付金 の貸付 けに関 する事 務 2 貸付金の繰上げ償還の請求 (機構要領第14条第 2 項)	企業基	(平成16年11月24日付け要領			
対する 貸付金 の貸付 けに関 する事 務 2 貸付金の繰上げ償還の請求 (機構要領第14条第 2 項)	盤整備	<u>16第81号。以下この部におい</u>			
貸付金の貸付けに関する事務 2 貸付金の繰上げ償還の請求 (機構要領第14条第2項) 3 違約金等の免除(機構要領第16条) 4 償還金等の免除(機構要領第18条第1項、第19条第1項、第19条第1項、第19条の2第1項、第2項) 15 省略 16 省略 17 省略 18 省略	機構に	て「機構要領」という。)第			
の貸付けに関する事務 3 違約金等の免除(機構要領	<u>対する</u>	<u>13条第1項)</u>			
けに関する事 務 15 省略 15 省略 15 省略 16 省略 17 省略 18 省略	貸付金	2 貸付金の繰上げ償還の請求			
けに関する事務 3 違約金等の免除(機構要領第16条) 4 償還金等の免除(機構要領第18条第1項、第19条第1項、第2項) 15 省略 16 省略 17 省略 18 省略	<u>の貸付</u>	(機構要領第14条第2項)			
第3事 第16条) 4 償還金等の免除(機構要領第18条第1項、第19条第1項、第19条の2第1項、第2項列 15 省略 16 省略 17 省略 18 省略	けに関				
務 4 償還金等の免除(機構要領 第18条第1項、第19条第1 項、第19条の2第1項、第2 項) 15 省略 16 省略 17 省略 18 省略	する事		-		
第18条第1項、第19条第1 項、第19条の2第1項、第2 項) 15 省略 16 省略 17 省略 18 省略	<u>務</u>	<u> </u>			
項、第19条の2第1項、第2 15 省略 16 省略 17 省略 18 省略		4 償還金等の免除(機構要領	_		
項) 15 省略 16 省略 17 省略 18 省略		第18条第1項、第19条第1			
15 省略 16 省略 17 省略 18 省略		項、第19条の2第1項、第2			
16 省略 17 省略 18 省略		<u>項)</u>			
17 省略 18 省略	15 省略				
18 省略	16 省略				
=	17 省略				
19 省略	18 省略				
	19 省略				

別表第8(第4条関係)

知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項									
					決裁	区分			
組織	事務の	事	項	知	草	享決 者	š		
名	種 類			事	部	局	課		
				•	長	長	長		
農	1 ~ 9								
産	省略								
園	10 社団	1 業務対象年間の	短縮の承認			_			
芸	法人愛	<u>(</u> 社団法人愛媛県	園芸振興基						
課	媛県園	金協会業務方法書	(以下この						
	芸振興	部において「業務	方法書」と						
	基金協	<u>いう。))</u>							
	<u>会(昭</u>	2 交付準備金残額	の次期造成						
	<u>和47年</u>	額への充当の承認	<u>(業務方法</u>						
	3月27	<u>書)</u>							
	<u>日に社</u>								
	団法人								
	愛媛県								
	加工原料なか								
	<u>料みか</u> 4 価格								
	<u>ん価格</u> 安定基								
	安 <u>皮</u> 金 金協会								
	という								
	名称で								
	日かし								

愛

	18 : 1 :/3 : [_
<u>10</u> 野菜			
生産出 荷安定	項、第6条第3項、第7条第		
法の施 行に関			
する事	2 野菜指定産地の <u>指定等</u> の申出(第5条 <u>第6条第3項</u>		
務	第7条第2項)		
	3 生産出荷近代化計画の樹 立 <u>及 び 変 更 (第8条 第1</u> 項、第6項、第9条)		
	4 生産出荷近代化計画の樹立又は変更に関する関係市町等の意見聴取(第8条第5項、		
	第9条第2項) 5 出荷の安定を図るための勧 告(第15条)		
<u>11</u> 省略			
12 省略			
13 省略			
<u>14</u> 省略			

1			
設立さ			
<u>れた法</u>			
人をい			
<u>う。)</u>			
<u>に関す</u>			
る事務			
11 野菜	1 指定消費地域に対する出荷		
生産出	の安定を図るための勧告(第		
荷安定	59条)		
法の施			
行に関	2 野菜指定産地の <u>指定</u> の申		
する事	出(第5条		
務)		
	3 生産出荷近代化計画の樹		
	立、変更及び公表(第8		
	条、第9条)		
12 省略			
13 省略			
14 省略			
15 省略			
16 省略			
1	1		

45						決裁	区分	,
組織		務の	事	項	知	専	決者	ŧ
名	種	類	-		事	部	局	課
						長	長	長
森	1 ~	6						
林	省略	i						
整								
備								
課								
	7_	省略						
	8	省略						
	9	省略						

_						
40				決裁	区分	•
組織	事務の	 	4 0	卓	淳決 有	皆
名	種類		知事	部	局	課
			#	長	長	長
森	1 ~ 6					
林	省略					
整	7 愛媛	1 山行苗の需給計画の樹立				_
備	<u>県山林</u>	<u>(第12条)</u>				
課	種苗需	2 種苗の生産計画の樹立(第				_
	給調整	<u>4条)</u>				
	要綱					
	(昭和					
	<u>46年12</u>					
	月3日					
	制定)					
	の施行					
	に関す					
	る事務					
	8 省略					
	9 省略					
	10 省略					

<u>10</u>	省略			
<u>11</u>	省略			
<u>12</u>	省略			
<u>13</u>	省略			
<u>14</u>	省略			
<u>15</u>	省略			
<u>16</u>	省略			
<u>17</u>	省略			

別表第9(第4条関係)

知事の権限に属する土木部関係事務に係る特定決裁事項

	知事の権限	根に属する土木部関係事務に係る	特正	决裁	事場	Į	
				決裁区分			
組織	事務の			具	享 決す	当	
織	種類	事 項 	知	部	局	課	
名			事	長	長	長	
建	1 ~ 9						
築	省略						
住	10 マン	1 町に対する縦覧の要請(第					
宅	ション	11条第1項、第5項、第170					
課	の建替	条第1項、第5項、第183条					
	え等の	第 2 項)					
	円滑化	2 裁判所に対する意見の具申					
	に関す	等(第41条の2第3項、第4					
	る法律	項、第138条、第187条)					
	の施行	3 総会等の招集(第98条第5				_	
	に関す	項、第161条第5項、第214条					
	る事務	第5項)					
		4 解任の請求に係る投票の実				_	
		施 (第98条 第 6 項 、 第161条					
		第 6 項、第214条第 6 項)					
		5 センターに対する協力要請		_			
		(第101条第2項、第163条第					
		2 項、第216条第 2 項)					

<u>11</u>	省略			
<u>12</u>	省略			
<u>13</u>	省略			
<u>14</u>	省略			
<u>15</u>	省略			
<u>16</u>	省略			
<u>17</u>	省略			
<u>18</u>	省略			

別表第9(第4条関係)

	知事の権限	艮に属する土木部関係事務に係る	特定	決裁	事項	Į
				決裁	区分	
組織	事務の	* *		真	淳決 有	皆
織名	種類	事項	知	部	局	課
П			事	長	長	長
建	1 ~ 9					
築	省略					
住	10 マン	1 マンション建替組合に関す				
宅	ション	<u>ること。</u>				
課	の建替					
	え等の					
	円滑化	(1) 設立の認可(第9条第1		_		
	に関す	項、第14条第1項)				
	る法律					
	の施行	② 事業計画の縦覧及び意見				_
	に関す	書の処理(第11条第1項か				
	る事務	ら第3項まで、第5項)				
		③) 理事長の氏名等の届出の				_
		処理(第25条第1項、第2				
		項)				
		(4) 定款等の変更の認可(第				_
		14条第1項、第34条第1				
		項、第 2 項)				
		(5) 解散の認可(第38条第4		_		
		項、第6項)				
		(6) 設立の認可の取消し(第		_		
		38条第6項)				
		(7) 裁判所に対する意見の具				_
		申等(第41条の2第3項、				
		<u>第 4 項)</u>				
		(8) 決算報告書の承認 (第42				_
		<u>条)</u>				
		2 個人施行者のマンション建				
		替事業に関すること。				
		(1) 施行の認可(第45条第1		_		
		項、第49条第1項)				
		② 規準等の変更の認可(第				
		49条第1項、第50条第1				
		項、第 2 項)				

. 14 . 1 . 173 . 14					>				
					③ 規約の認可(第51条第3		_] [
					項、第 7 項)				
					(4) 一般承継等の届出の処理			-	
		_		-	(第51条第6項、第7項)				4
					(5) 審査委員の選任の承認			-	
		_		-	(第53条第1項)				-
					(6) 廃止の認可(第49条第1		-		
					<u>項、第54条第1項、第3</u> 項)				
		+	+						-
					3 権利変換手続等に関するこ				
		+	-		(1) 特别亦格勒丽の初日及び				-
					(1) 権利変換計画の認可及び変更の認可(第57条第1		-		
					<u>夏史の認可(第37宗第十</u> 項、第66条 <u>)</u>				
		+			(2) 管理規約の認可(第94条				+
					第1項、第3項)			-	
					4 マンション建替事業の監督				-
					に関すること。				
			1		 (1) 報告の徴収等(第97条第				1
					1項)				
			1		(2) 措置命令(第97条第2				1
					項)		_		
					(3) 検査(第98条第1項、第				1
					(4) 組合のした処分の取消し				
					等(第98条第3項)				
					(5) 組合の設立の認可の取消		_		1
					し(第98条第4項)				
					(6) 総会等の招集(第98条第				.]
					5項)				
					(7) 解任の請求に係る投票の			_	
					実施(第98条第6項)				
					⑧ 議決等の取消し(第98条			_	
		\perp			第 7 項)				
					(9) 個人施行者のした処分の		_		
		\perp		-	取消し(第99条第1項)				4
					(10) 個人施行者の施行の認可		_		
					の取消し(第99条第2項、				
	++	+	$\parallel \parallel$	-	第 3 項)				-
					5 除却する必要のあるマンシュンに係る特別の拼案に関す				
					ョンに係る特別の措置に関す ること。				
		+	+		(1) 除却の必要性に係る認定				
					(第102条第1項、第3		-		
					<u>(第102 </u>				
	++	+			(2) 指導、助言及び指示(第				1
					104条第1項、第2項)			-	
	++	+			(3) 指示に従わない場合の公				1
					表 (第104条第 3 項)			-	
					<u>~ (~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ / ~ ~ ~ / ~ ~ ~ ~</u>	<u> </u>			Ш

	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1									
							(4) 買受計画の認定及び変更	i		
							の認定(第109条第1項、	-	-	
								-		
		\vdash	<u> </u>				第111条第 1 項)	+		
							⑤ 報告の徴収等(第114条	1		-
							第1項、第2項)			
							(6) 勧告に従わない場合の公			
							表 (第114条第 3 項)			
		+						_		
							6 マンション敷地売却組合に	-		
		Ш	<u> </u>				関すること <u>。</u>	<u> </u>		
							(1) 設立の認可(第120条第	<u> </u>	_	
							1 項、第123条第1項)			
							(2) 定款等の変更の認可(第	[
							134条)	-		-
		\vdash						+-		
							③ 解散の認可(第137条第	<u> </u>	_	
							4項、第5項)			
							(4) 設立の認可の取消し(第	<u> </u>		
							137条第 5 項)			
		\vdash								
							(5) 裁判所に対する意見の具	£ .		-
							申等(第41条の2第3項、	-		
		\sqcup	<u> </u>	_			第 4 項、第138条)	\perp		
							(6) 決算報告書の承認(第42	<u> </u>		_
							条、第138条)			
		\Box					(7) 分配金取得計画の認可			
							(第141条第1項)	-	-	
		\vdash		_				+-		
							7 マンション敷地売却事業の	<u>'</u>		
							監督に関すること。			
							(1) 報告の徴収等(第160条	<u> </u>		
							第 1 項)			
							(2) 措置命令(第160条第2	+		
								-	-	
		\vdash		_			<u>項)</u>	+-		
							③) 検 査 (第161条 第 1 項、	-		-
							第 2 項)			
							(4) 処分の取消し等(第161	<u>.</u>		
							条第3項)			
		\vdash					(5) 製立の割司の服治し(学			
							(5) 設立の認可の取消し(第	-	-	
		\sqcup	<u> </u>	<u> </u>			161条第 4 項)	+	igsquare	
							(6) 総会等の招集(第161条	<u> </u>		_
							第5項)			
							(7) 解任の請求に係る投票の	,		
							実施(第161条第6項)			-
		\vdash						+		
							(8) 議決等の取消し(第167	-		-
		Ш	<u> </u>				条第7項)	1		
<u>11 マン</u>	☑ 1 マンション管理適正化推進									
<u>ション</u>	対画に関すること。									
の管理		\forall						+		
	<u> </u>		_							
化の担	±	\sqcup	<u> </u>	<u> </u>				+-	\vdash	
	(4) 関係地方公共四体等に対		ı —							
進に関	型 する協力要請(第3条の2									
する注	.	1 1								

律の施	2 管理計画の認定等に関する	_	
行に関	事務の委託(第5条の12第1		
<u>する事</u>	項、第4項)		
<u>務</u>	3 マンション管理適正化推進		
	行政事務の処理に関する町長		
	との協議(第104条の2第2		
	<u>項)</u>		
12 省略			
13 省略			
14 省略			
15 省略			
16 省略			
17 省略			
18 省略			
19 省略			
20 省略			
21 省略			

				_
<u>11</u>	省略			
<u>12</u>	省略			
<u>13</u>	省略			
<u>14</u>	省略			
<u>15</u>	省略			
<u>16</u>	省略			
<u>17</u>	省略			
<u>18</u>	省略			
<u>19</u>	省略			
20	省略			

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第6号

庁中一般

地 方 局

愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令

愛媛県地方局処務規程(昭和56年愛媛県訓令第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(土木事務所各課の所掌事務)	(土木事務所各課の所掌事務)
第8条 地方局の土木事務所(以下「土木事務所」という。)各課	第8条 地方局の土木事務所(以下「土木事務所」という。)各課
の所掌事務は、次のとおりとする。	の所掌事務は、次のとおりとする。
省略	省略
	上島架橋建設課
	(1) 上島架橋建設事業に関すること。
	(2) その他工務に関すること。
省略	省略
2 省略	2 省略
(地方局長に対する事務の委任)	(地方局長に対する事務の委任)
第13条 省略	第13条 省略
2 省略	2 省略
3 地方局長に委任する事務のうち、健康福祉環境部に関するもの	3 地方局長に委任する事務のうち、健康福祉環境部に関するもの
は、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。	は、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。
(1)~(20)の27 省略	(1)~(20)の27 省略
②の28 障害者総合支援法第51条の3第1項及び第51条の32第1	②のの28 障害者総合支援法第51条の3第1項及び第51条の32第1
項の規定に基づく指定事業者等及び指定相談支援事業者に対す	項の規定に基づく指定事業者等及び指定相談支援事業者に対す
る報告の徴収及び立入検査に関すること	る報告の徴収及び立入検査に関すること <u>(2以上の社会福祉施</u>

 20)の28	—° თ 2		th す	百白	治法	施名	- 今:	筆 17	74条	ന4	9ത	12音	≘ 2	頃(# ת	まった
より									-							
及び		_														
管理																
) 1±1	4X 13	· UJ 1	E PK	0) 1	JIX	. 00 3	女才	(0) 5
理に)	ව	د د	- (
												中	予力	也方	i局	に限
る。) 。															
²⁰⁾ ග 28	の 3		地方	百自	治法	施行	う令?	第17	74条	の4	9の	12角	₹ 2	項(カ規	定に
より	読み	替	えて	適	用さ	れる	障될	者	総合	支捷	爰法	第5	1条	の	3 第	4 項
及び	第5	1条	の3	2第	4 項	の規	定に	基	づく	業系	务管	理化	本制	の	整備	まに 関
する	報告	の	徴収	等	の権	限を	行係	ŧし	た旨	o F	中核	市(カ市	長	\ σ.)結果
の通	知に	関	する	5 Z	۲ (
												4	7予	 地プ	5 周	まに限
る。) 。											_ '	•			
₀ ග 29	障	害	者絲	合組	支援	法第	51쇩	その	4 第	1 I	頁及	び貧	第51	条(カ3	3第 1
項の	規定	2 IC	基二	づく	指定	事業	1	爭及	び指	定村	目談	支持	爰事	業:	者に	対す
る勧	告に	関	する	ت د	۔ ح					•			-			
												°				
®の30	障	害	者絲	合組	支援	法第	51余	その	4 第	2 I	頁及	びき	第51	条(カ3	3第 2
項の	規定	: IC	基つ	づく	指定	事業	者 等	€及	び指	定村	目談	支持	爰事	業	者に	対す
る勧 [·]	告に	従	わな	111	旨の	公表	に関	引す	るこ	ے 				_		
 のの31	—°	=	→ 44	۵۵	士 坪	;+ '	T F 1 S	2.0	4 44	. o t	ᇙᇺ	フドウ	4 F 1	夕,	T 2	າ≃ະ າ
項の								F 八	O, 1E	压化	日 改	X f	友事	未1	= IC	- X1 9
る措	直可	žΫ	に戻	9	9 C	۷ (
												同》	去第	51	条 σ.)4第
4項	及ひ	第	51条	€の	33第	4 項	の規	見定	に基	ゔ゙	〈公	示る	を除	<.	.)	0
න ා ග 32	~ (20	の	41	省	略											
න ග 42	障	害	者絲	合組	支援	法第	51余	その	32第	3 I	頁の	規定	言に	基	づく	指定
特定	相談	支	援事	業	者に	対す	- る ‡	日告	の徴	収.	支び	立人	入検	查!	に係	る市
町長	から	の	ままり 大要 オ	えの	受理	に関] ਰ ਫ	3 Z	٤							
	-	<u> </u>	+ **	. ^	+ >	<u> </u>			22.00		. .	+0 -	_°	₩	·	. 41
® の 43							-									
特定																
係る	市町	長	ヘ σ.)通	知に	関す	るこ	ح :								
₍₀₎ ග 44	障	害	者絲	合組	支援	法第	51余	その	33第	5 I	頁の	規足	主に	基	づく	指定
相談	支援	事	業者	ずの	措置	命令	違反	źΟ	内容	にん	系る	市	订長	^(の通	通知に
関す	るこ	ے ۔														
 のの45	~ (57	つ の	 26	省	略	.0										
の の 27 の 27						5条:	თ <u>3</u> 3	第 1	頂	及71	旧1	个謹	保區	倹決	第	115条
	71	HX	111 17	14	ا ا دار	- 111		_,, ,	/	\sim $^{\circ}$	· H /	I HX	1/1 P	~10	, ~12	

の33第1項の規定に基づく介護サービス事業者に対する報告の

設を設置する社会福祉法人(知事が所轄庁である者に限る。) である指定事業者等及び指定相談支援事業者に係るものを除 <u>く。)</u>。

- ②0の28の2 地方自治法施行令第174条の49の12第2項の規定により読み替えて適用される障害者総合支援法第51条の3第3項及び第51条の32第3項の規定に基づく中核市の市長からの業務管理体制の整備に関する報告の徴収等の権限の行使の要求の受理に関すること(2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人(知事が所轄庁である者に限る。)である指定事業者等及び指定相談支援事業者に係るものを除き、中予地方局に限る。)。
- ②00の28の3 地方自治法施行令第174条の49の12第2項の規定により読み替えて適用される障害者総合支援法第51条の3第4項及び第51条の32第4項の規定に基づく業務管理体制の整備に関する報告の徴収等の権限を行使した旨の中核市の市長への結果の通知に関すること(2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人(知事が所轄庁である者に限る。)である指定事業者等及び指定相談支援事業者に係るものを除き、中予地方局に限る。)。
- ② の29 障害者総合支援法第51条の4第1項及び第51条の33第1項の規定に基づく指定事業者等及び指定相談支援事業者に対する勧告に関すること (2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人(知事が所轄庁である者に限る。)である指定事業者等及び指定相談支援事業者に係るものを除く。)。
- ② の30 障害者総合支援法第51条の4第2項及び第51条の33第2項の規定に基づく指定事業者等及び指定相談支援事業者に対する勧告に従わない旨の公表に関すること(2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人(知事が所轄庁である者に限る。)である指定事業者等及び指定相談支援事業者に係るものを除く。)。
- ②0の31 障害者総合支援法第51条の4第3項及び第51条の33第3項の規定に基づく指定事業者等及び指定相談支援事業者に対する措置命令に関すること(2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人(知事が所轄庁である者に限る。)である指定事業者等及び指定相談支援事業者に係るもの及び同法第51条の4第4項及び第51条の33第4項の規定に基づく公示を除く。)。
- 20)の32~20)の41 省略
- ② の42 障害者総合支援法第51条の32第3項の規定に基づく指定特定相談支援事業者に対する報告の徴収及び立入検査に係る市町長からの要求の受理に関すること(2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人(知事が所轄庁である者に限る。)である指定特定相談支援事業者に係るものを除く。)。
- 20)の43 障害者総合支援法第51条の32第4項の規定に基づく指定特定相談支援事業者に対する報告の徴収及び立入検査の結果に係る市町長への通知に関すること (2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人(知事が所轄庁である者に限る。)である指定特定相談支援事業者に係るものを除く。)。
- ② の44 障害者総合支援法第51条の33第5項の規定に基づく指定相談支援事業者の措置命令違反の内容に係る市町長への通知に関すること (2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人(知事が所轄庁である者に限る。)である指定相談支援事業者に係るものを除く。)。
- 20)の45~(57)の26 省略
- 577の27 介護保険法第115条の33第1項及び旧介護保険法第115条の33第1項の規定に基づく介護サービス事業者に対する報告の

徴収及	び立入検査に関すること
	介護保険法第115条の33第 3 項及び旧介護保険法第115条
	;3 項の規定に基づく介護サービス事業者に対する報告の ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
徴収及	び立入検査の要請に関すること
7)の29	介護保険法第115条の33第4項及び旧介護保険法第115条
の33第	i 4 項の規定に基づく介護サービス事業者に対する報告の
徴収及	び立入検査の結果に係る他の都道府県知事又は市町村長
への通	知及び厚生労働大臣又は他の都道府県知事からの通知の
受理に	関すること
⑦の30	介護保険法第115条の34第1項及び旧介護保険法第115条
の34第	1 項の規定に基づく介護サービス事業者に対する勧告に
関する	こと
の31	 介護保険法第115条の34第2項及び旧介護保険法第115条
の34第	2 項の規定に基づく介護サービス事業者に対する勧告に
従わな	い旨の公表に関すること
 かの32	。 介護保険法第115条の34第3項及び旧介護保険法第115条
の34第	- 3項の規定に基づく介護サービス事業者に対する措置命
今に関	すること(
	介護保険法第115条の34第4項及び旧介護保障
法第11	5条の34第4項の規定に基づく公示を除く。)。
の33	介護保険法第115条の34第5項及び旧介護保険法第115条
の34第	5 項の規定に基づく介護サービス事業者の措置命令違反
の内容	に係る他の都道府県知事又は市町村長への通知及び厚生
労働大	:臣又は他の都道府県知事からの通知の受理に関すること
8) ~ (68) Ø	。 。 32 省略
	022
	1 1 項、第25条第 6 項及び第33条第 2 項において準用する
	含む。)の規定に基づく身分証明書の交付に関すること

80 社会福祉士及び介護福祉士法第48条の6第1項及び第2項

(同法附則第27条第2項において準用する場合を含む。)の規

定に基づく登録喀痰吸引等事業者等の登録事項の変更及び業務

の廃止の届出の受理に関すること。

(70)~(79) 省略

徴収及び立入検査に関すること<u>(行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人である介護サービス事業者及び2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人である介護サービス事業者に係るものを除く。)</u>

- 577の28 介護保険法第115条の33第3項及び旧介護保険法第115条の33第3項の規定に基づく介護サービス事業者に対する報告の徴収及び立入検査の要請に関すること(行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人である介護サービス事業者及び2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人である介護サービス事業者に係るものを除く。)。
- 577の29 介護保険法第115条の33第 4 項及び旧介護保険法第115条の33第 4 項の規定に基づく介護サービス事業者に対する報告の徴収及び立入検査の結果に係る他の都道府県知事又は市町村長への通知及び厚生労働大臣又は他の都道府県知事からの通知の受理に関すること(行う事業が 2 以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人である介護サービス事業者及び 2 以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人である介護サービス事業者に係るものを除く。)。
- 577の30 介護保険法第115条の34第1項及び旧介護保険法第115条の34第1項の規定に基づく介護サービス事業者に対する勧告に関すること(行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人である介護サービス事業者及び2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人である介護サービス事業者に係るものを除く。)。
- 577の31 介護保険法第115条の34第2項及び旧介護保険法第115条の34第2項の規定に基づく介護サービス事業者に対する勧告に従わない旨の公表に関すること(行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人である介護サービス事業者及び2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人である介護サービス事業者に係るものを除く。)。
- 577の32 介護保険法第115条の34第 3 項及び旧介護保険法第115条の34第 3 項の規定に基づく介護サービス事業者に対する措置命令に関すること(行う事業が 2 以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人である介護サービス事業者及び 2 以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人である介護サービス事業者に係るものを除き、介護保険法第115条の34第 4 項及び旧介護保険法第115条の34第 4 項の規定に基づく公示を除く。)。
- ⑤7の33 介護保険法第115条の34第5項及び旧介護保険法第115条の34第5項の規定に基づく介護サービス事業者の措置命令違反の内容に係る他の都道府県知事又は市町村長への通知及び厚生労働大臣又は他の都道府県知事からの通知の受理に関すること(行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人である介護サービス事業者及び2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人である介護サービス事業者に係るものを除く。)。

(58)~(68)の32 省略

(69) 動物の愛護及び管理に関する法律第24条第2項(同法第24条の4第1項______及び第33条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく身分証明書の交付に関すること(保健所に属する職員に交付する場合に係るものに限る。)。

(70) ~ (79) 省略

総 社会福祉士及び介護福祉士法第48条の6第1項及び第2項 (同法<u>附則第20条第2項</u>において準用する場合を含む。)の規 定に基づく登録略 変吸引等事業者等の登録事項の変更及び業務 の廃止の届出の受理に関すること。

- (81) 社会福祉士及び介護福祉士法第48条の7(同法<u>附</u>則第27条第 2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく登録喀痰 吸引等事業者等の登録の取消し等に関すること。
- 総 社会福祉士及び介護福祉士法第48条の9及び同法<u>附則第27条第2項</u>において準用する同法第19条及び第20条第1項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。
- 総 社会福祉士及び介護福祉士法第48条の9及び同法<u>附則第27条第2項</u>において準用する同法第20条第2項の規定に基づく身分を示す証明書の交付に関すること。
- (84) 社会福祉士及び介護福祉士法<u>附則第11条第1項</u>の規定に基づく認定特定行為業務従事者認定証の交付に関すること。
- 85 社会福祉士及び介護福祉士法<u>附則第11条第4項</u>の規定に基づ く特定行為の業務の停止等に関すること。
- (86) 社会福祉士及び介護福祉士法<u>附則第27条第1項</u>の規定に基づ く登録特定行為事業者の登録に関すること。

(87)~(101) 省略

4~6 省略

- (81) 社会福祉士及び介護福祉士法第48条の7(同法<u>附</u>則第20条第 2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく登録喀痰 吸引等事業者等の登録の取消し等に関すること。
- 総 社会福祉士及び介護福祉士法第48条の9及び同法<u>附則第20条第2項</u>において準用する同法第19条及び第20条第1項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。
- 総 社会福祉士及び介護福祉士法第48条の9及び同法<u>附則第20条第2項</u>において準用する同法第20条第2項の規定に基づく身分を示す証明書の交付に関すること。
- 84 社会福祉士及び介護福祉士法<u>附則第4条第1項</u>の規定に基づ く認定特定行為業務従事者認定証の交付に関すること。
- 85 社会福祉士及び介護福祉士法<u>附則第4条第4項</u>の規定に基づ く特定行為の業務の停止等に関すること。
- (86) 社会福祉士及び介護福祉士法<u>附則第20条第1項</u>の規定に基づ く登録特定行為事業者の登録に関すること。

(87)~(101) 省略

4~6 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第7号

地 方 局

愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県地方局事務決裁規程(昭和55年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

女 正 前

別表第3(第4条関係)

局長の権限に属する健康福祉環境部関係事務に係る特定決裁事項

組					区分	
織	事務の	事項	局		亨決 有	ı
名	種類		長	部	課	主
				長	長	幹
地	1 ~ 28					
域	省略					
福	29 社会	1 登録喀痰吸引等事業者に関				
祉	福祉士	すること。				
課	及び介	(1) 省略				
	護福祉					
	士法の					
	施行に					
	関する					
	事務					
		<u>(2)</u> 省略				

別表第3(第4条関係)

局長の権限に属する健康福祉環境部関係事務に係る特定決裁事項

40				決裁	区分	
組織	事務の	事項	局	Ę	享決 有	当
名	種類		長	部	課	主
				長	長	幹
地	1 ~ 28					
域	省略					
福	29 社会	^{かくたん} 1 登録喀痰吸引等事業者に関				
祉	福祉士	すること。				
課	及び介	(1) 省略				
	護福祉	(2) 登録事項の変更及び業務				
	士法の	の廃止の届出の受理 (第48				
	施行に	条の6第1項、第2項)				
	関する	(3) 登録の取消し等(第48条				
	事務	<u>07)</u>				
		(4) 報告の徴収及び立入検査			_	
		(第19条、第20条第1項、				
		第48条の9)				
		<u>(5)</u> 省略				

了した者と同等以上の知識及 び技能を有する旨の認定(介			(2) 身分を示す証明書の交付 (第20条第2項、 <u>附則第27</u> 条第2項)				(5) 身分を示す証明書の交付 (第20条第2項、 <u>附則第20</u> <u>条第2項</u>) 4 喀痰吸引等研修の課程を修		
護サービスの基盤強化のため の介護保険法等の一部を改正							了した者と同等以上の知識及 び技能を有する旨の認定(介 護サービスの基盤強化のため の介護保険法等の一部を改正		-
する法律(平成23年法律第72 号)附則第14条第 1 項、第 2 項)		30 · 31				30 • 31	する法律(平成23年法律第72 号)附則第14条第1項、第2		
	ŀ	30・31 省略				30・31	<u>块)</u>		+
する法律(平成23年法律第72 号)附則第14条第 1 項、第 2 項)							する法律(平成23年法律第72 号)附則第14条第1項、第2		
	-						項)		+
の介護保険法等の一部を改正 の介護保険法等の一部を改正							護サービスの基盤強化のため の介護保険法等の一部を改正		
							了した者と同等以上の知識及	-	-
了した者と同等以上の知識及								_	
- (第20条第 2 項、 <u>附則第27</u> <u>条第 2 項</u>) <u>条第 2 項</u>) <u>4 喀痰吸引等研修の課程を修</u> <u>了した者と同等以上の知識及</u>			(2) 身分を示す証明書の交付				(第19条、第20条第1項、 <u>附則第20条第2項)</u> (5) 身分を示す証明書の交付	_	+
(2) 身分を示す証明書の交付 (第20条第 2 項、附則第27 条第 2 項) (5) 身分を示す証明書の交付 (第20条第 2 項、附則第20 条第 2 項) 4 喀痰吸引等研修の課程を修 了した者と同等以上の知識及 —							(3) 登録の取消し等(第48条 の7、附則第20条第2項) (4) 報告の徴収及び立入検査		
(2) 身分を示す証明書の交付 (第20条第 2 項、附則第27 条第 2 項) (5) 身分を示す証明書の交付 (第20条第 2 項、附則第20 条第 2 項、附則第20 条第 2 項、付別第20 条第 2 項、付別第20 条第 2 項、付別第20 条第 2 項、付別第20 条第 2 項、付別第20 条第 2 項、付別第20 条第 2 項。							の廃止の届出の受理(第48 条の6第1項、第2項、附 則第20条第2項)		
条の6第1項、第2項、附 則第20条第2項) (3) 登録の取消し等(第48条			(1) 登録(附則第27条第1	_			(1) 登録(<u>附則第20条第1</u> <u>項</u>) (2) 登録事項の変更及び業務	<u> </u>	_
項) (2) 登録事項の変更及び業務 の廃止の届出の受理(第48 条の6第1項、第2項、附 則第20条第2項) (3) 登録の取消し等(第48条 の7、附則第20条第2項) (4) 報告の徴収及び立入検査 (第19条、第20条第1項、 附則第20条第2項) (2) 身分を示す証明書の交付 (第20条第2項、附則第27 条第2項) (第20条第2項、附則第20 条第2項、附則第20 条第2項、 (第20条第2項、附則第20 条第2項、 (第20条第2項、附則第20 条第2項)			3 登録特定行為事業者に関す ること。				3 登録特定行為事業者に関す ること。		
3 登録特定行為事業者に関すること。 (1) 登録(附則第27条第1 項) (2) 登録事項の変更及び業務 の廃止の届出の受理(第48条の6第1項、第2項、附則第20条第2項) (3) 登録の取消し等(第48条の7、附則第20条第2項) (4) 報告の徴収及び立入検査(第19条、第20条第1項、例則第20条第2項) (5) 身分を示す証明書の交付(第20条第2項、附則第20条第2項、附則第20条第2項、附則第20条第2項、附則第20条第2項、附則第20条第2項、附則第20条第2項、附則第20条第2項、附則第20条第2項、附則第20条第2項、所則第20条第2項、所則第20条第2項、所則第20条第2項、所則第20条第2項、所則第20条第2項)			(附則第11条第4項)				(附則第4条第4項)	_	+
(3) 省略 (3) 登録(附則第27条第1 (1) 登録(附則第20条第1 (1) 登録(附則第20条第1 (1) 登録(附則第20条第1 (1) 登録(所則第20条第1 (2) 登録事項の変更及び業務 (5) の廃止の届出の受理(第48条条の6第1項、第2項、附則第20条第2項) (4) 報告の徴収及び立入検査 (第19条、第20条第1項、附則第20条第2項) (5) 身分を示す証明書の交付 (第20条第2項、附則第20条第2項) (第20条第2項、附則第20条第2項、附則第20条第2項、附則第20条第2項、附則第20条第2項、附則第20条第2項、附則第20条第2項、附則第20条第2項、附則第20条第2項、附則第20条第2項、附則第20条第2項(第20条第2項、附則第20条第2項) (第20条第2項、附則第20条第2項)			(1) 認定特定行為業務従事者 認定証の交付(<u>附則第11条</u> 第1項)				(1) 認定特定行為業務従事者 認定証の交付(<u>附則第4条</u> 第1項)		

14 省略

別表第4(第4条関係)

局長の権限に属する農林水産振興部関係事務に係る特定決裁事項

40					決裁	区分	•
組織	事務の	事	項	局	車	浮決す	者
名	種類	-	~	長	部	課	主
					長	長	幹
森	1 ~ 20						
林	省略						
林							
業							
課							

備考 1・2 省略

別表第7(第4条関係)

土木事務所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組			決裁	区分
織名	事務の 種 類	事項	所長	専決 者
				課長
建	1 ~ 3			
設	省略			
課				

備考 1 建設企画課、河川港湾課、道路課_

又は大洲・八幡浜自動車道建設課においては、この表 1の部及び2の部に掲げる事務については、同表組織 名の欄中「建設課」とあるのは、それぞれ「建設企画 課」、「河川港湾課」、「道路課」

____又は「大洲・八幡浜自動車道建設課」として、同表の規定を適用する。

2・3 省略

14 省略

別表第4(第4条関係)

局長の権限に属する農林水産振興部関係事務に係る特定決裁事項

40				決裁区分			
組織	事務の	事	項	局	丰	決す	旨
名	種類	-	-24	長	部	課	主
					長	長	幹
森	1 ~ 20						
林	省略						
林							
業							
課							

備考 1・2 省略

3 南予地方局においては、平成30年7月豪雨等に係る 災害復旧及び復興に関するこの表4の部1の項(3)、2 の項、3の項(3)、5の項、6の項(3)、7の項から9の 項まで及び10の項(3)に掲げる事務については、同表決 裁区分の欄中「課長」とあるのは、「復興監」とし て、同表の規定を適用する。

別表第7(第4条関係)

土木事務所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

40			決裁区分	
組織名	事務の 種 類	事項	所長	専決 者
				課長
建	1 ~ 3			
設	省略			
課				

備考 1 建設企画課、河川港湾課、道路課<u>、上島架橋建設課</u> 又は大洲・八幡浜自動車道建設課においては、この表 1の部及び2の部に掲げる事務については、同表組織 名の欄中「建設課」とあるのは、それぞれ「建設企画 課」、「河川港湾課」、「道路課」<u>、「上島架橋建設</u> 課」又は「大洲・八幡浜自動車道建設課」として、同 表の規定を適用する。

2・3 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第8号

庁 中 一 般各 地 方 機 関

組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。 令和4年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令

(愛媛県保健所処務規程の一部改正)

第1条 愛媛県保健所処務規程(昭和26年愛媛県訓令第5号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

令和4年4月1日	愛 媛	県	報			第2	195号	
改 正 後				改	正	前		
(所長の専決事項)		(所	長の専決事	耳)				
第5条 所長の専決処理すべき事項は、次のとおりと	する。ただ	第 5 条	所長の専	厚決処理す	トベき事項	質は、次のの	とおりとする	る。ただ
し、異例又は重要と認められるものについては、あら	かじめ地方	し、	異例又は重	重要と認め	られるも	のについて	は、あらか	じめ地方
局長の承認を受けなければならない。		局長	の承認を受	きけなけれ	ばならな	11 。		
(1)~(12) 省略		(1) ~	(12) 省略					
回 動物の愛護及び管理に関する法律第25条第1項、	第5項及び							
第7項の規定による周辺の生活環境の保全等に係	る必要な指							
導、助言、報告の徴収及び立入検査等に関すること	- 0_							
<u>(14)</u> 省略		(13)	省略					
<u>(15)</u> 省略		(14)	省略					
(16) 省略		(15)	省略					
(17) 省略		(16)	省略					
<u>(18)</u> 省略		(17)	省略					
<u>(19)</u> 省略		(18)	省略					
<u>②</u> 省略		(19)	省略					
(21) 省略		(20)	省略					
<u>②</u> 省略		(21)	省略					
<u>23</u> 省略		(22)	省略					
<u>24</u> 省略		(23)	省略					
2 前項第20号の規定にかかわらず、四国中央市の区域	ばにおける同	2 <u>前</u>	項第19号の	規定にか	かわらず	、四国中央	市の区域に	おける同
号の事項は、西条保健所長が専決する。		号の	事項は、西	5条保健所	長が専決	する。		
別表 (第4条、第8条関係)		別表(第4条、第	88条関係)			
所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項	Į		所長の	権限に属	する事務	に係る特定	決裁事項	

組	事務の		決裁区分	
織名	種 類	事項	所長	課長
環	1 省略			
境	2 大気	1~4 省略		
保	汚染防	5 特定粉じん排出等作業に関す		
全	止 法	ること。		
課	(昭和	(1) 調査の結果の報告の受理		_
	43年法 律第97	(第18条の15第6項)		
	年第97号)の	(<u>2</u>) 省略		
	施行に	(3) 省略		
	関する	(<u>4</u>) 省略		
	事務	6~8 省略		
	3 ~ 17			
	省略			
備考	省略			

組	声数の		決裁	区分
織名	事務の 種 類	事項	所長	課長
環	1 省略			
境	2 大気	1~4 省略		
保	汚染防	5 特定粉じん排出等作業に関す		
全	止 法	ること。		
課	(昭和			
	43年法			
	律第97	(-) (1)-6		
	号)の	(<u>1</u>) 省略		
	施行に	(2) 省略		
	関する	(3) 省略		
	事務	6~8 省略		
	3 ~ 17			
	省略			

備考 省略

(愛媛県立衛生環境研究所処務規程の一部改正)

第2条 愛媛県立衛生環境研究所処務規程(昭和28年愛媛県訓令第9号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職務)	(職務)
第3条 省略	第3条 省略
2 省略	2 省略
3 危機管理調整監は、所長の命を受け、大規模災害時等における	

健康危機管理対策に係る事務を処理する。	
<u>4</u> 省略	3 省略
<u>5</u> 省略	<u>4</u> 省略
<u>6</u> 省略	<u>5</u> 省略
7_ 省略	<u>6</u> 省略
8 省略	7_ 省略
9 省略	8 省略
10 省略	9 省略
11 省略	10 省略
12 省略	11 省略
13 省略	12 省略
14 省略	13 省略
15 省略	14 省略
16 省略	15 省略
17 省略	16 省略

(愛媛県公印規程の一部改正)

第3条 愛媛県公印規程(昭和34年愛媛県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改正前		
(公印の種類)	(公印の種類)		
第2条 公印は、職印及び庁印の2種とし、次に掲げるとおりとす	第2条 公印は、職印及び庁印の2種とし、次に掲げるとおりとす		
ప .	ప .		
(1) 省略	(1) 省略		
省略	省略		
防災安全統括部長印	防災安全統括部長印		
秘書広報統括監印			
省略	省略		
(2) 省略	(2) 省略		
2 省略	2 省略		
(公印の管守者)	(公印の管守者)		
第5条 次の表の左欄に掲げる公印は、それぞれ同表の右欄に掲げ	第5条 次の表の左欄に掲げる公印は、それぞれ同表の右欄に掲げ		

第5条 次の表の左欄に掲げる公印は、それぞれ同表の右欄に掲げる者が管守する。

公印名	管守者名
省略	
防災安全統括部長印	省略
秘書広報統括監印	総合政策課長
省略	

2~4 省略

別表1 (第4条関係)

第一 省略

第二 寸法

72 772	
公 印 の 種 類	寸 法 方(ミリメートル)
職印	
省略	
防災安全統括部長印	省略
秘書広報統括監印	<u>20</u>
省略	

第5条 次の表の左欄に掲げる公印は、それぞれ同表の右欄に掲ける者が管守する。

公印名	管守者名
省略	
防災安全統括部長印	省略
省略	

2~4 省略

別表1 (第4条関係)

第一 省略

第二 寸法

公 印 の 種 類	寸 法 方(ミリメートル)
職印	
省略	
防災安全統括部長印	省略
省略	

11 省略

12 省略

13 省略

14 省略

<u>15</u> 省略 <u>16</u> 省略

17 省略

省略	省略						
(愛媛県動物愛護センター処務規程の一部改正) 第4条 愛媛県動物愛護センター処務規程(平成14年愛媛県訓令第15							
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規 改 改 正 後	定に下線で示すように改正する。 						
(事務の委任)	(事務の委任)						
第3条 所長に委任する事務(松山市の区域における第1号から第	第3条 所長に委任する事務(松山市の区域における第1号から第						
13号まで、第15号から第19号まで、第22号から第29号まで及び第	13号まで、第15号から第19号まで、第22号から第29号まで及び第						
33号から第38号まで(第33号から第36号までについては、特定動	33号から第38号まで(第33号から第36号までについては、特定動						
物に関する部分に限る。)に掲げる事務を含む。)は、次のとお	物に関する部分に限る。)に掲げる事務を含む。)は、次のとお						
りとする。	りとする。						
(1)~(13) 省略	(1)~(13) 省略						
(4) 法第25条第2項から第4項までの規定による周辺の生活環境	(4) 法第25条 の規定による周辺の生活環境						
の保全等に係る必要な措置の勧告及び措置命令	の保全等に係る必要な指導、助言、措置の勧告、措置命令、報						
をすること。	告の徴収及び立入検査等をすること。						
(15) ~ (40) 省略	(15) ~ (40) 省略						
(専決事項)	(専決事項)						
第4条 所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。	第4条 所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。						
ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ	ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ						
知事の承認を受けなければならない。	知事の承認を受けなければならない。						
(1)~(10) 省略	(1)~(10) 省略						
(11) 法第25条第1項、第5項及び第7項の規定による周辺の生活							
環境の保全等に係る必要な指導、助言、報告の徴収及び立入検							
査等をすること。	() m						
(12) 省略	(<u>11</u>) 省略						
(13) 省略	(<u>12</u>) 省略						
<u>(14)</u> 省略	(<u>13</u>) 省略						
(<u>15</u>) 省略	(<u>i4</u>) 省略						
<u>(16)</u> 省略	<u>(15)</u> 省略						
(愛媛県行政改革・地方分権戦略本部規程の一部改正)							
第5条 愛媛県行政改革・地方分権戦略本部規程(平成23年愛媛県訓	令第1号)の一部を次のように改正する。						
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規							
	改 正 前						
別表 1 (第 3 条関係)	別表 1 (第 3 条関係)						
1~4 省略	1~4 省略						
5 営業統括部長	, , = *F						
6 省略							
0 1mg 7 秘書広報統括監							
8 省略	6 省略						
9 省略	7 省略						
<u>10</u> 省略	<u>8</u> 省略						

9 省略

10 省略

11 省略

<u>12</u> 省略 <u>13</u> 省略

14 省略

15 省略

18 省略	16 省略
19 省略	
20 省略	18 省略
21 省略	19 省略
22 省略	20 省略
23 省略	21 省略
<u>24</u> 省略	22 省略
25 省略	23 省略

(愛のくに えひめ営業本部規程の一部改正)

第6条 愛のくに えひめ営業本部規程(平成24年愛媛県訓令第11号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改正前
(組織) 第3条 営業本部は、本部長 <u>営業統括部長</u> 、営業部長、営業副部	(組織) 第3条 営業本部は、本部長、営業部長、営業副部
長及び本部員をもって組織する。	長及び本部員をもって組織する。
2 省略	2 省略
3 営業統括部長は、営業統括部長の職にある者をもって充てる。	
<u>4</u> 省略	3 省略
5_ 省略	4_ 省略
6 省略	5 省略
(職務)	(職務)
第4条 本部長は、知事の命を受け、第2条の任務を自ら処理する	第4条 本部長は、知事の命を受け、第2条の任務を自ら処理する
とともに、営業本部を代表する。	とともに <u>、営業本部の事務を統轄し</u> 、営業本部を代表する。
2 営業統括部長は、知事の命を受け、第2条の任務を処理すると	
ともに、営業本部の事務を統轄し、本部長に事故があるときは、	
その職務を代行する。	
3 営業部長は、上司の命を受け、第2条の任務を処理するととも	2 営業部長は、上司の命を受け、第2条の任務を処理するととも
に、本部長及び営業統括部長を補佐し、本部員を指揮監督し、営	に、本部長を補佐し、本部員を指揮監督し、営
業本部の事務を管理し、本部長 <u>及び営業統括部長共に事故</u> がある	業本部の事務を管理し、本部長に事故がある
ときは、その職務を代行する。	ときは、その職務を代行する。
4 営業副部長は、上司の命を受け、第2条の任務を処理するとと	3 営業副部長は、上司の命を受け、第2条の任務を処理するとと
もに、営業部長を補佐する	ー もに、営業部長を補佐し、本部長及び営業部長共に事故があると
0	<u>きは、その職務を代行する</u> 。

(愛媛県デジタル総合戦略本部規程の一部改正)

第7条 愛媛県デジタル総合戦略本部規程(令和3年愛媛県訓令第12号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表1 (第3条関係)	別表1(第3条関係)
_1 営業統括部長	1 営業本部長
2 省略	2 省略
3 秘書広報統括監	
<u>4</u> 省略	3 省略
5 省略	<u>4</u> 省略
<u>6</u> 省略	5 省略
7 省略	<u>6</u> 省略
8 省略	<u>7</u> 省略
<u>9</u> 省略	8 省略
10 省略	<u>9</u> 省略
11 省略	10 省略

12 省略	<u>11</u> 省略
13 省略	12 省略
<u>14</u> 省略	13 省略
15 省略	14 省略

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第9号

庁中 一般 各地方機関

愛媛県研修所規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県研修所規程の一部を改正する訓令

愛媛県研修所規程(昭和30年愛媛県訓令第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(研修区分)	(研修区分)
第10条 研修は、階層別研修、ステージアップ研修 <u>ビジネススキ</u>	第10条 研修は、階層別研修、ステージアップ研修
<u>ル向上研修</u> 、指導者養成研修 <u>、復帰支援研修</u> 、出前講座、市町職	、指導者養成研修、出前講座、市町職
員研修及び部局研修の区分によつて行う。	員研修及び部局研修の区分によつて行う。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第10号

庁 中 一 般 各 地 方 機 関 労働委員会事務局

愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年4月1日

24~37 省略

愛媛県知事 中 村 時 広

前

愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令

改

正

愛媛県職員被服等貸与規程(昭和54年愛媛県訓令第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

別表第2(第2条、第5条	表第2 (第2条、第					
作業服等の貸与基準						作業服等の貸与基準
貸与対象者	貸与対象者					
			期間	期間		
1~22 省略						1~22 省略
23 食肉衛生検査セン	省略					23 食肉衛生検査も
ターに勤務する職員	ズボン	省略				ターに勤務する暗
のうち、と畜業務又	ヘルメ	1	年間	3年		のうち、と畜業務
は食鳥検査業務に従	ット					は食鳥検査業務に
事するもの	/ LA m. dz					事するもの

5条関係)

改

作業服寺の貸与基準							
貸与対象者	品目	数量	着用 期間	貸与期間	備考		
1~22 省略							
23 食肉衛生検査セン	省略						
ターに勤務する職員	ズボン	省略					
のうち、と畜業務又							
は食鳥検査業務に従							
事するもの							
	省略						
24~37 省略							

正

38林業政	省略
策課若しくは森林整	
備課、地方局森林林	
業課、支局森林林業	
課、久万高原森林林	
業課若しくは肱川流	
域林業振興課又は農	
林水産研究所林業研	
究センターに勤務す	
る職員のうち、林業	
又は森林に関する現	
地調査、指導、工事	
監督又は工事検査の	
業務に従事するもの	
39~49 省略	

38 復興監及び 策課若しくは森林整 備課、地方局森林林 業課、支局森林林 業課、人万高原森林林 業課若しくは肱川流 域林業振興課又は農 林水産研究所林業研 究センターに勤務す る職員のうち、林業 又は森林に関する現 地調査、指導、工事 監督又は工事検査の 業務に従事するもの 39~49 省略				
備課、地方局森林林 業課、支局森林林業 課、久万高原森林林 業課若しくは肱川流 域林業振興課又は農 林水産研究所林業研 究センターに勤務す る職員のうち、林業 又は森林に関する現 地調査、指導、工事 監督又は工事検査の 業務に従事するもの	38 復興監及び林業政	省略		
業課、支局森林林業課、久万高原森林林業課若しくは肱川流域林業振興課又は農林水産研究所林業研究センターに勤務する職員のうち、林業又は森林に関する現地調査、指導、工事監督又は工事検査の業務に従事するもの	策課若しくは森林整			
課、久万高原森林林 業課若しくは肱川流 域林業振興課又は農 林水産研究所林業研 究センターに勤務す る職員のうち、林業 又は森林に関する現 地調査、指導、工事 監督又は工事検査の 業務に従事するもの	備課、地方局森林林			
業課若しくは肱川流 域林業振興課又は農 林水産研究所林業研 究センターに勤務す る職員のうち、林業 又は森林に関する現 地調査、指導、工事 監督又は工事検査の 業務に従事するもの	業課、支局森林林業			
域林業振興課又は農 林水産研究所林業研 究センターに勤務す る職員のうち、林業 又は森林に関する現 地調査、指導、工事 監督又は工事検査の 業務に従事するもの	課、久万高原森林林			
林水産研究所林業研 究センターに勤務す る職員のうち、林業 又は森林に関する現 地調査、指導、工事 監督又は工事検査の 業務に従事するもの	業課若しくは肱川流			
究センターに勤務す る職員のうち、林業 又は森林に関する現 地調査、指導、工事 監督又は工事検査の 業務に従事するもの	域林業振興課又は農			
る職員のうち、林業 又は森林に関する現 地調査、指導、工事 監督又は工事検査の 業務に従事するもの	林水産研究所林業研			
又は森林に関する現 地調査、指導、工事 監督又は工事検査の 業務に従事するもの	究センターに勤務す			
地調査、指導、工事 監督又は工事検査の 業務に従事するもの	る職員のうち、林業			
監督又は工事検査の 業務に従事するもの	又は森林に関する現			
業務に従事するもの	地調査、指導、工事			
	監督又は工事検査の			
39~49 省略	業務に従事するもの			
	39~49 省略			

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。 令和4年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 入札に付する事項
- (1) 件名

愛媛県次期給与システム用サーバ機器等一式の借入れ

- (2) 借入物品名及び数量
- 愛媛県次期給与システム用サーバ機器等 一式
- (3) 借入物品の内容等 入札説明書及び仕様書等による。
- (4) 借入期間 令和4年11月1日(火)から令和9年10月31日(日)まで
- (5) **借入場所** 仕様書等による。
- (6) 入札方法

ア 入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。

- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度までの製造の請 負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業 者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 一般競争入札に参加する資格として営業種別「その他」、か

- つ、「特定調達参加希望」の登録をしている者であること。
- (3) 借入物品に係る納入及び保守の体制が整備されていることを 証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場 所及び問合せ先

愛媛県総務部総務管理局人事課給与係 〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4番地 2 電話 (089)912 2178

- (2) 入札書の受領期限 令和4年5月11日(水)午後2時まで
- (3) 入札説明書の交付方法 令和4年4月15日(金)までの執務時間中(月曜日から金曜

日までの午前 8 時30分から午後 5 時15分までをいう。以下同じ。) に(1)に掲げる問合せ先に連絡のあった者に郵送等により交付する。

(4) 開札の日時及び場所 令和4年5月11日(水)午後2時 愛媛県庁第二別館1階総務部会議室

- 4 その他
 - (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金 愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から 第477条 まるの担当による
 - 第137条までの規定による。 (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格 審査申請書を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。 ア 受付期間

令和4年4月18日(月)までの執務時間中(令和4年4月

18日(月)午後5時15分必着)

イ 受付方法

原則郵便(書留郵便若しくはその取扱いにおいて引受け及び配達の記録をする郵便又はこれらに準ずるものに限る。以下同じ。)により3(1)に掲げる場所に提出すること。

(4) 入札の無効

2 に定める資格を有しない者及び入札者に求められる義務を 履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Server equipment for the Ehime prefectural payroll system, etc., 1 set
- (2) Time limit of tender: 2:00 p.m., 11th May 2022
- (3) For further information , please contact: Payroll Section , Personnel Division , General Affairs and Administration Subdepartment , General Affairs Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan

TEL 089 912 2178

○公 告

次のとおり技術提案書の提出を招請する。

令和4年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 業務概要

(1) 業務名

新建設事業総合管理システム要件整理・基本設計委託業務

(2) 業務内容

新建設事業総合管理システム要件整理・基本設計委託業務 公募型プロポーザル手続等に関する説明書(以下「説明書」と いう。)による。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和5年3月24日まで

- 2 参加資格及び評価項目
- (1) 技術提案書の提出者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」の営業種目「情報処理」について令和2年度から令和4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ、「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の 規定に該当しない者であること。
- イ 参加表明書の受領の期限の日から技術提案書の受領の期限 の日までの期間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中に

ない者であること。

ウ 技術提案書を提出しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社 (会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する 子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が民事再生 法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生 手続が存続中の会社(以下「再生手続が存続中の会社」と いう。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)第2条 第7項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。) である場合は除く。

親会社(会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。 以下同じ。)と子会社の関係にある場合

親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、 については、会社の一方が再生手続が存続中の会社又は更生会社である場合は除く。

一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼 ねている場合

一方の会社の役員が、他方の会社の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他選定・特定手続の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- エ 公告日から過去10年以内に、国又は都道府県と契約し、完 結又は履行中である愛媛県建設事業総合管理システムと同種 の情報システム(公共事業の執行に係る予算情報、契約情報 及び業者情報等を総合的に管理するシステムをいう。以下同 じ。)の企画、設計若しくは開発業務に従事した実績を有す る者
- オ 本業務の責任者である管理技術者について、本業務の公告 日以前に受託者と雇用関係にある者で、以下の(ア)の実績を有 しかつ(イ)、(ヴ)又は(エ)の資格要件のいずれかを有する者である こと。
 - (ア) 公告日から過去10年以内に、国又は都道府県と契約し、 完結又は履行中である愛媛県建設事業総合管理システムと 同種の情報システムの企画、設計若しくは開発業務に従事 した実績を有する者。
 - (イ) 経済産業省が実施する情報処理技術者試験のうち、IT ストラテジスト試験(旧制度による同等の試験を含む。) に合格している者。
 - (ヴ) 経済産業省が実施する情報処理技術者試験のうち、プロジェクトマネージャ試験(旧制度による同等の試験を含む。) に合格している者。
 - (エ) 技術士法(昭和58年法律第25号)による技術士とし、技術部門が総合技術管理部門 (選択科目を「情報工学」とする者に限る。)である者。
- (2) 技術提案書を特定するための評価項目 ア 業務の実施方針

326

本業務の理解度・実施方針、スケジュール、プロジェクト 管理

イ 業務の実施手順

現状把握・課題整理の実施手順、システム化計画書策定の 実施手順、業務改善支援の実施手順、調達仕様書作成支援の 実施手順

ウ 業務の実施体制

管理技術者の経験年数・実績・保有資格等、担当技術者の 経験年数・実績・保有資格等、業務の実施体制

エ その他

企業の実績、事務効率化や業務改善等に資する追加提案

才 見積価格

3 手続等

(1) 担当部局

愛媛県総務部行財政改革局行革分権課行政管理室入札監理グ ループ

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4番地 2

電話番号 (089)912 2227

(2) 説明書の交付の期間、場所及び方法

ア 期間

令和4年4月1日(金)から4月11日(月)までの執務時間中(愛媛県の休日を定める条例(平成元年愛媛県条例第3号)第1条第1項に規定する県の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までをいう。)

- イ 場所
 - (1)に掲げる場所
- ウ 方法 無料にて交付する。
- (3) 参加表明書の受領の期限並びに提出の場所及び方法
 - ア期限

令和4年4月11日(月)午後5時15分

- イ 場所
 - (1)に掲げる場所
- ウ 方法

持参し、又は郵送等により提出すること。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。

(4) 技術提案書の受領の期限並びに提出の場所及び方法

ア 期限

令和4年5月12日(木)午後5時15分

- イ 場所
 - (1)に掲げる場所
- ウ 方法

持参し、又は郵送等により提出すること。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。

- 4 その他
- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約書作成の要否
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口 愛媛県総務部行財政改革局行革分権課行政管理室入札監理グ ループ

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089)912 2227

(4) その他詳細は、説明書による。

- 5 Summary
 - (1) Nature and quantity of the service to be rendered: Requirements definition and basic design necessary for the development of a new system that comprehensively manages the execution of construction work
 - (2) Time limit to express interests: 5:15 p m., 11 April, 2022 Time limit for the submission of proposals: 5:15 p m., 12 May, 2022
 - (3) For further inquiries relating to the proposal, please contact: Tender Management Group, Administrative Policy Management Office, Administrative Reform and Decentralization Division, Administrative and Financial Reform Subdepartment, General Affairs Department, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan TEL 089 912 2227

TEL 003 312 2227

FAX 089 912 2237

e mail gyouseikanri@pref.ehime.lg.jp

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第4号

愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和4年4月1日

> 愛媛県教育委員会 教育長 田 所 竜 二

愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

愛媛県教育委員会事務局組織規則(平成元年愛媛県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後 改 正 前 (組織) (組織) **第2条** 事務局に次の表の左欄に掲げる部を置き、これらの部にそ **第2条** 事務局に次の表の左欄に掲げる部を置き、これらの部にそ れぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課にそれぞれ同表 れぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課にそれぞれ同表 の右欄に掲げる係を置く。 の右欄に掲げる係を置く。 係 係 省略 省略 管理部 文化財保護課 管理部 文化財保護課 埋蔵文化財係 省略 省略 省略

附 則

2~5 省略

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、次の表の左欄に掲げる職を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、当該右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

2~5 省略

管理部文化財保護課埋蔵文化財係長管理部文化財保護課埋蔵文化財グループ担当係長

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則 6 - 213

職員の採用及び昇任に関する規則及び公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。 今和4年4月1日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

職員の採用及び昇任に関する規則及び公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

(職員の採用及び昇任に関する規則の一部改正)

第1条 職員の採用及び昇任に関する規則(愛媛県人事委員会規則6-5)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改 正 後					改 正 前			
別	表第5 (第	4条関係)		另	別表第5(第4条関係)				
		医療職群口級	別職務区分表			医療職群口級別	職務区分表		
	職務の級	部局	職務の級区分欄の級に含ま		職務の級	部局	職務の級区分欄の級に含ま		
	区分	部局	れる職		区分	部局	れる職		
	省略 管理者の事務部局 省略				省略	管理者の事務部局	省略		
	7級 局付				7 級		局付		
			検査部長						
			放射線部長						
	省略						省略		
	備考 省略								

(公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正)

第2条 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則(愛媛県人事委員会規則6-159)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改	正	後		改 正 前
別表(第2条関係)					削表 (第2条関係)
省略					省略
					公益財団法人えひめ地域政策研究センター(平成12年4月1

	日に財団法人えひめ地域政策研究センターという名称で設立 された法人をいう。)
省略	省略

· (1) · (1)

附 則

8級

9級

知事の事務

部局

省略

部局

知事の事務

省略

省略

省略

省略

営業本部長

福祉総合支援センター所長

危機管理調整監

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7-1242

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則及び管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和4年4月1日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則及び管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

(職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-43)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改	正 後			改	正	前
削表第10 (i	第3条関係)		別	リ表第10 (第3条関係)		
	級別	職務区分表			級別	職 務	区 分 表
1 行政	職給料表級別	哉務区分表	_	1 行政	職給料表級別	敞務区分表	
職務の 級区分	部局	職務の級区分欄の級に含まれる職		職務の 級区分	部局	職務の組	級区分欄の級に含
省略			1	省略			
6 級	知事の事務 部局 省略 警察の事務	省略 サイクリング誘客推進監(6級) 省略 地方局土木事務所用地課長 省略 監査統括官	-	6 級	知事の事務 部局 省略 警察の事務	省略東予地方局	ング普及調整監(司今治土木事務所 司八幡浜土木事務
	部局	本部課次長			部局	本部課次も	EX
7級	知事の事務部局	省略 サイクリング誘客推進監(7級) 省略		7 級	知事の事務部局	省略 サイクリン 省略	ング普及調整監(
	省略				省略		

含まれる職 (6級) <u>听用地課長</u> <u>務所用地課長</u> (7級) 8級 知事の事務 省略 部局 秘書広報統括監 省略 福祉総合支援センター所長 省略 省略 9級 知事の事務 省略 部局 営業本部長

		<u>営業統括部長</u>
		省略
		特命担当部長
		秘書広報統括監
		省略
	省略	

2 公安職給料表級別職務区分表

職務の	職務の級区分欄の級に含まれる職
級区分	地帯の数区が側の数に含まれる地
省略	
7 級	省略
	省略
8級	省略
	省略
省略	

3 研究職給料表級別職務区分表

職務の 級区分	部局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
5 級	警察の事務	科学捜査研究所長
	部局	科学捜査研究所副所長(5級)

4 省略

5 医療職給料表口級別職務区分表

職務の級区分	部局	職務の級区分欄の級に含まれる職
WX LC /J		
省略		
6 級	知事の事務	省略
	部局	
		省略
	省略	
7 級	知事の事務	省略
	部局	保健所の課長
		家畜病性鑑定所長
6 ~ 8	省略	·

	省略	
	特命担当部長	
	省略	
省略		

2 公安職給料表級別職務区分表

職務の 級区分	職務の級区分欄の級に含まれる職							
省略								
7 級	省略							
	科学捜査研究所長(7級)							
	省略							
8 級	省略							
	科学捜査研究所長(8級)							
	省略							
省略								

3 研究職給料表級別職務区分表

職務の 級区分	部局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
5 級	警察の事務 部局	—————————————————————————————————————

4 省略

5 医療職給料表口級別職務区分表

部局	職務の級区分欄の級に含まれる職							
知事の事務	省略							
部局	家畜病性鑑定所長							
	省略							
省略								
知事の事務	省略							
部局	保健所の課長							
	知事の事務 部局 省略 知事の事務							

6~8 省略

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第2条 管理職手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-68)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

		改	正	後				改	正	前		
另	表第1 (第	2条関係)				別	表第1 (第	2条関係)				
	部局	公		職	区分		部局	公		職	区分	
	知事の事	省略			1種		知事の事	省略			1種	
	務部局	営業本部長					務部局	営業本部長				

1		1
	営業統括部長	
	省略	
	特命担当部長	
	秘書広報統括監	
	省略	
	省略	
	衛生環境研究所長	
	危機管理調整監	
	省略	
	省略	3 種
	サイクリング誘客推進監	
	省略	
	省略	4種
	地方局土木事務所用地課長	
	省略	
	農林水産研究所水産研究センター栽培資源	
	研究所長	
	家畜病性鑑定所長	
	省略	5 種
	中予地方局健康福祉環境部健康増進課医監	
	省略	
	·	
	省略	
省略		
警察の事	省略	
務部局	省略	3 種
	監察官	
	監査統括官	
	省略	
	省略	

	省略	
	特命担当部長	
	省略	
	秘書広報統括監	
	省略	
	衛生環境研究所長	
	省略	
	省略	3 種
	サイクリング普及調整監	
	省略	
	省略	4種
	地方局土木事務所用地課長 <u>(大洲土木事務</u>	
	所を除く。)	
	省略	
	農林水産研究所水産研究センター栽培資源	
	研究所長	
	省略	5 種
	東予地方局健康福祉環境部健康増進課医監	
	南予地方局健康福祉環境部健康増進課医監	
	省略	
	家畜病性鑑定所長	
	省略	
省略		
警察の事	省略	
務部局	省略	3種
	監察官	
	省略	
	省略	
備考 省略		

備考 省略 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第4号

愛媛県公営企業組織規程等の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和4年4月1日

愛媛県公営企業管理者 山 口 真 司

愛媛県公営企業組織規程等の一部を改正する管理規程

(愛媛県公営企業組織規程の一部改正)

第1条 愛媛県公営企業組織規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する

改正後 改正前

(係の設置)

第4条 課に係を置き、係の名称は、次の表のとおりとする。

課	係 の 名 称
省略	
県立病院課	管理係、企画係、指導係 <u>、施設係</u>

2 省略

別表第1(第6条関係)

名 称	位置	所 管 業 務
省略		
省略		

別表第2(第7条関係)

愛媛県松山	省略	
発電工水管 理事務所	<u>発電管理課</u>	発電係、保守第一係、保守第二 係
	用水管理課	管理係 <u>、給水係、施設係</u>
省略		

(係の設置)

第4条 課に係を置き、係の名称は、次の表のとおりとする。

課	係 の 名 称
省略	
県立病院課	管理係、企画係、指導係

2 省略

別表第1(第6条関係)

名 称	位 置	所 管 業 務
省略		
愛媛県今治地区工業 用水道管理事務所	<u>今治市</u>	今治地区の工業用水の供給及 び工業用水道施設の管理に関 すること。
省略		

別表第2(第7条関係)

愛媛県松山	省略	
発電工水管 理事務所	業務課	発電係、保守第一係、保守第二 係 <u>給水係、施設係</u>
	用水管理課	管理係
省略		

(愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第2条 愛媛県企業職員の給与に関する規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改	正	後

別表第1(第3条関係)

給料表級別職務区分表

職務の級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
給料表区分	級	級	級	級	級	級	級	級	級
省略									
医療職給料表□	省						局付		
(1~7)	略						検査部長		
							放射線部		
							長		
							省略		
省略							·		

別表第2 (第5条、第6条の2、第7条、附則第8項関係) 管理職手当の支給を受ける者の範囲及び区分

公職	区分
省略	
省略	4 種
病院副院長(中央病院副院長及び3種に該	
当する職を除く。)	
<u>検査部長</u>	

別表第1 (第3条関係)

給料表級別職務区分表

正

前

改

MH 11 100 MX 733 100 973 EE 73 100									
職務の級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
給料表区分	級	級	級	級	級	級	級	級	級
省略									
医療職給料表口	省						局付		
(1~7)	略								
							省略		
省略									

別表第2(第5条、第6条の2、第7条、附則第8項関係)

管理職手当の支給を受ける者の範囲及び区分

公職	区分
省略	
省略	4 種
病院副院長(中央病院副院長及び3種に該	
当する職を除く。)	

放射線部長			
省略		省略	
省略		省略	

(愛媛県公営企業会計規程の一部改正)

第3条 愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(企業出納員)	(企業出納員)
第3条 企業出納員は、別に管理者が命ずるもののほか、次	第3条 企業出納員は、別に管理者が命ずるもののほか、次 <u>の各号</u>
に掲げる職にある者をもつてこれに充てる。	に掲げる職にある者をもつてこれに充てる。
(1) 省略	(1) 省略
② 事業所のうち、発電工水管理事務所にあつては総務課長、工	(2) 事業所のうち、発電工水管理事務所にあつては総務課長、今
業用水道管理事務所	治地区工業用水道管理事務所にあつては管理グループ担当係長
	(管理者が命ずるものに限る。)、西条地区工業用水道管理事
にあつては管理課長、県立病院(以下「病院」という。)	<u>務所</u> にあつては管理課長、県立病院(以下「病院」という。)
にあつては事務局長	にあつては事務局長

(愛媛県県営工業用水道供給規程の一部改正)

第4条 愛媛県県営工業用水道供給規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第14号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(給水区域)	(給水区域)
第3条 工業用水道の給水区域は、それぞれ次に掲げるとおりとす	第3条 工業用水道の給水区域は、それぞれ次に掲げるとおりとす
る 。	ప .
(1) 省略	(1) 省略
	② 今治地区工業用水道 今治市及びその周辺工業地帯
(2) 省略	(3) 省略
(料金)	(料金)
第23条 料全け 次の素の担定に上口計算した基本料会 超過料金	第23条 料全け 次の素の排定に上げ計算した其末料全 超過料全

第23条 料金は、次の表の規定により計算した基本料金、超過料金 **│ 第23条** 料金は、次の表の規定により計算した基本料金、超過料金 及び特定料金の額の合計額に100分の110を乗じて得た額(その額 に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に相 当する金額とする。

, ~	과도 다유	C 9 0	•					
名称		☑分	単	位	金額		備	考
省略								
省略	1	I	l		1	l		

及び特定料金の額の合計額に100分の110を乗じて得た額(その額 に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に相 **当する全額とする**

当する	金額	295					
名称	区分		区分		単位	金額	備考
省略							
<u>今治</u>	<u>第</u>	<u>基本</u>	1立方メー	10円85	第1種は今治市(朝倉		
地区	1_	<u>料金</u>	トル当たり	<u>銭</u>	上、朝倉北、朝倉下、		
工業	<u>種</u>	超過	1 立方メー	<u>21円70</u>	朝倉南、古谷、山口、		
用水		<u>料金</u>	トル当たり	<u>銭</u>	玉川町、波方町、大西		
道		特定	1立方メー	10円85	町、菊間町、吉海町、		
		<u>料金</u>	トル当たり	<u>銭</u>	宮窪町、伯方町、上浦		
	<u>第</u>	基本	1立方メー	11円90	<u>町、大三島町、関前大</u> 下、関前岡村及び関前		
	2	料金	トル当たり	<u>銭</u>	小大下を除く。)の地		
	<u>種</u>	超過	1立方メー	23円80	域の需要者に、第2種		
		<u>料金</u>	トル当たり	<u>銭</u>	はその他の地域の需要		
		<u>特定</u>	1立方メー	11円90	者に適用する。		
		<u>料金</u>	トル当たり	<u>銭</u>			
省略							

2~4 省略

(書類の様式等)

第29条 省略

所長 を経由するものとする。 2~4 省略

(書類の様式等)

第29条 省略

2 前項の書類は、発電工水管理事務所長又は工業用水道管理事務 2 前項の書類は、発電工水管理事務所長、工業用水道管理事務所 長又は工業用水道建設事務所長を経由するものとする。

(愛媛県公営企業工業用水道事業用電気工作物及び病院事業用電気工作物保安規程の一部改正)

第5条 愛媛県公営企業工業用水道事業用電気工作物及び病院事業用電気工作物保安規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第15号)の一 部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 īF 後 孕 īF 前

(使用前自主検査の結果の記録)

第22条 省略

掲げる事項にあつては5年間、同項第7号から第11号までに掲げ る事項にあつては使用前自主検査を行つた後最初の法第51条第7 の通知を受けるまでの期間保存するものとする。

別表第1(第2条関係)

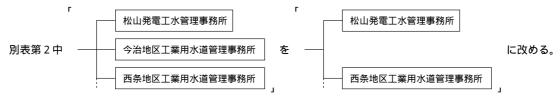
	事業所		所属長
名	称	所在地	別馬技
省略			
省略			

(使用前自主検査の結果の記録)

2 使用前自主検査の結果の記録は、前項第1号から第6号までに 2 使用前自主検査の結果の記録は、前項第1号から第6号までに 掲げる事項にあつては5年間、同項第7号から第11号までに掲げ る事項にあつては使用前自主検査を行つた後最初の法第50条の2 第7項の通知を受けるまでの期間保存するものとする。

別表第1(第2条関係)

事業所	:	所属長
名 称	所在地	川
省略		
愛媛県今治地区工業用 水道管理事務所	<u>今治市</u>	愛媛県今治地区工業用 水道管理事務所長
省略		



附 則

- 1 この管理規程は、公布の日から施行する。
- 2 この管理規程の施行の際、次の表の左欄に掲げる職を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ当該右欄に掲げる 職を命ぜられたものとする。

愛媛県松山発電工水管理事務所業務課発電係長	愛媛県松山発電工水管理事務所発電管理課発電係長	
愛媛県松山発電工水管理事務所業務課保守第一係長	愛媛県松山発電工水管理事務所発電管理課保守第一係長	
愛媛県松山発電工水管理事務所業務課保守第二係長	愛媛県松山発電工水管理事務所発電管理課保守第二係長	

○愛媛県公営企業訓令第4号

公営企業管理局

各 事 業 所

愛媛県公営企業事業所処務規則及び愛媛県公営企業事業所事務決裁規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年4月1日

愛媛県公営企業管理者 山 口 真 司

愛媛県公営企業事業所処務規則及び愛媛県公営企業事業所事務決裁規則の一部を改正する訓令

(愛媛県公営企業事業所処務規則の一部改正)

第1条 愛媛県公営企業事業所処務規則(昭和57年愛媛県公営企業訓令第2号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改正前
(発電工水管理事務所各課の所掌事務)	(発電工水管理事務所各課の所掌事務)
第2条 愛媛県発電工水管理事務所(以下「発電工水管理事務所」	第2条 愛媛県発電工水管理事務所(以下「発電工水管理事務所」
という。)の各課の所掌事務は、次のとおりとする。	という。)の各課の所掌事務は、次のとおりとする。
省略	省略
発電管理課	業務課
(1) 省略	(1) 省略
	② 取水、浄水、送水及び配水の施設の操作に関すること。
	③ 取水、浄水、送水及び配水の施設その他附帯施設の維持管理
	に関すること。
	(4) 水量メーターの点検及び検査に関すること。
	(5) 水質の測定に関すること <u>。</u>
(<u>2</u>) その他発電に関すること。	(<u>6</u>) その他発電 <u>及び工業用水</u> に関すること。
用水管理課	用水管理課
(1)~(7) 省略	(1)~(7) 省略
(8) 取水、浄水、送水及び配水の施設の操作に関すること。	
(9) 取水、浄水、送水及び配水の施設その他附帯施設の維持管理	
<u>に関すること。</u>	
△○ 水量メーターの点検及び検査に関すること。	
(11) 水質の測定に関すること。	
(12) 省略	(8) 省略
(工業用水道管理事務所の所掌事務)	(工業用水道管理事務所の所掌事務)
第3条 愛媛県工業用水道管理事務所(以下「工業用水道管理事務	第3条 愛媛県工業用水道管理事務所(以下「工業用水道管理事務
所」という。)の所掌事務は、次のとおりとする。	所」という。)の所掌事務は、次のとおりとする。
(1)~(4) 省略	(1)~(4) 省略
(5) 工業用水道の利用促進に関すること	(5) 工業用水道の利用促進に関すること (西条地区工業用水道管
°	<u>理事務所に限る。)</u> 。
(6)~(15) 省略	(6)~(15) 省略
(

改

第2条 愛媛県公営企業事業所事務決裁規則(平成9年愛媛県公営企業訓令第3号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第5条	『5条 代決者は、次の表に掲げるとおりとする。				
区分		決裁者	代決者		
	J.	伏 视自	第1次代決者	第2次代決者	
所長	の	所長	課長又は支所長	省略	
権限	に				
属す	る				
事務					
		省略			
省略					

正

後

2 省略

(代決者)

別表第1(第4条関係)

所長及び院長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

省略

(代決者)

第5条 代決者は、次の表に掲げるとおりとする。

改

VΛ	:h =# =#	代決者	
区分	決裁者	第1次代決者	第2次代決者
所長の	所長	課長又は支所長 <u>(今治地</u>	省略
権限に		区工業用水道管理事務所	
属する		にあっては、所長が指定	
事務		<u>した職員)</u>	
	省略		
省略			

正

前

2 省略

別表第1(第4条関係)

所長及び院長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

省略

備考

- 1 省略
- 2 省略

別表第2(第4条関係)

所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

45			決裁	区分
組織名	事務の 種類	事項	所長	専決者
				課長
総	1 ~ 8			
務	省略			
課				

備考 省略

				1				
<u>.</u> _				決裁	区分			
組	事務の							
織	種類	事	項	所長	者			
名					課長			
					WK DC			
発	1 発電	1 省略						
電								
箮								
理	lc							
課	関する							
	事務							
		2 その他発電_	に関					
		すること。						

40			決裁	区分
組織名	事務の種類	事項	所長	専決 者 課長
用	1 用水	1~7 省略		
水	事業に	8 取水、浄水、送水及び配水の	_	
管	関する	施設の操作に関すること。		
理課	事務	9 取水、浄水、送水及び配水の 施設その他附帯施設の維持管理 に関すること。		
		10 水量メーターの点検及び検査 に関すること。	_	

備考 1 今治地区工業用水道管理事務所におけるこの表の規定 の適用については、同表発電工水管理事務所及び工業用 水道管理事務所における決裁区分の欄中「課長」とある のは、「所長」とする。

2 省略

3 省略

別表第2(第4条関係)

所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

45			決裁	区分
組織名	事務の 種 類	事項	所長	専決者
				課長
総	1 ~ 8			
務	省略			
課				

備考1 省略

2 今治地区工業用水道管理事務所においては、この表組織名の欄中「総務課」とあるのは「今治地区工業用水道管理事務所」と、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは「所長」として、同表の規定を適用する。

			決裁	区分
組織名	事務の種 類	事項	所長	専決 者 課長
業	1 発電	1 省略		
<u>務</u>	<u>及び工</u>	2 取水、浄水、送水及び配水の		
<u>課</u>	業用水	施設の操作に関すること。		
	<u>事業</u> に	3 取水、浄水、送水及び配水の		
	関する	施設その他附帯施設の維持管理		
	事務	に関すること。		
		4 水量メーターの点検及び検査 に関すること。	-	
		5 水質の測定に関すること。	_	
		<u>6</u> その他発電 <u>及び工業用水</u> に関		
		すること。		

					決裁区分			
組織名	事務の 種 類		事	項	所長	専決者		
						課長		
用	1 用水	1 ~ 7	省略					
水	事業に							
管	関する							
理	事務							
課								

	X 1	N 4 年 4 月 1 日				<u>&</u>		28	<u></u>	HX.		7 31	295				_	
		11 水質の測定に関するこ	೬.		_	_												
		12 省略									8 省略							
																	_	
					,	決裁	区分							;	決裁	区分	— 分	
且	事務の				事決					組	事務の						専	
戠	種 類	事 項			fif-	長	者	^	織	種類	事 項			fif-	長	者		
3	11				171	ᅜ	課・	=	名	1				171	区			
_							- 話			. —						課	t	
室 里	1 工業	1~4 省略							管理	1 工業	1~4 省略							
果	用水事業に関	5 工業用水道の利用促進 	に関	す					誤	用水事業に関	5 工業用水道の利用促進							
^	する事	ること		_					n.x	する事	ること (西条地区工業用	水道	官					
	務	°								務	理事務所に限る。 <u>)</u> 。							
																	_	
									備:		区工業用水道管理事務所に							
											「管理課」とあるのは、「				業井	J 水 1	<u>=</u>	
= 44	「3 (第4 <i>第</i>	又 問 <i>亿</i>)							即車	<u>珲事務所</u> 第3 (第4:	」として、同表の規定を適 タ悶 <i>ほ</i>	1用 9) ခွ	_				
< 7.	-	^{たぼがり} D権限に属する事務に係る	结节	自油油	出主	百			אין אנע	-	^{赤宮ぼり} の権限に属する事務に係る	特完	日油ま	比重	ा百			
_	77. 12. 0	7 雇民に属りる手がにある								7,6 (2)		T					_	
				媛			愛	谖					媛			愛	ţ	
			#		セ ==		県:	立				中			病	県	3	
				ξ 、 • ÷-			南:	宇					; , . .			南	Ę	
				l 立 i 院			和	病					! 立 i 院			和	打	
				・媛			院	ic					媛			院	. 1	
				· 個 · 居			お	ナ					· ベ i 居			お	ľ	
且				: : .:			る	决	組				: IC			る		
哉	事務の	事 項		,決			裁	X	織	事務の	事項		決			裁		
ጟ	種 類	F 25	分	ì			分 		名	種類	* **	分				分		
-								専									Ī	
				専	淳決 :	者		決					具	₹決:	者			
								者										
			院	事			院	事				院	事			院	l	
			長		課	主	長	務				長	務	課	主	長		
				局	長	幹		局					局	長	幹			
				長				長					長					
総	1 省略								総	1 省略							İ	
务	2 人事	1 院内職員の身分及び服							務	2 人事	1 院内職員の身分及び服						1	
果	管理に	務に関すること。							課	管理に	務に関すること。							
	関する	(1) 出張、休暇、育児休								関する	(1) 出張、休暇、育児休						t	
	事務	業等、職務専念義務の								事務	業等、職務専念義務の							
		免除等(職員の海外出									免除等(職員の海外出							
		張及び院長の県外出張									張及び院長の県外出張							
		を除く。)									を除く。)							
		ア院長、事務局長、									ア院長、事務局長、						T	
		看護部長、事務局次									看護部長、事務局次							
		長 <u>、検査部長、放射</u>									長							
		線部長 、薬剤部長又									、薬剤部長又							
		は薬剤長、課長及び									は薬剤長、課長及び							
		技師長に係るもの									技師長に係るもの							
		人. 由 少殿					\vdash				✓ . 由 少畈	+				\vdash	+	

		(2) 省略									(2) 省略			
		2~4 省略									2~4 省略			
	3 ~ 10									3 ~ 10				
	省略									省略				
備者	備考 省略							備考	当略					

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

雑 報

○愛媛県内水面漁場管理委員会指示第23号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、コイ(マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。)に関する持ち出しの制限、放流等の制限及び遺棄の禁止について、次のとおり指示する。

令和4年4月1日

愛媛県内水面漁場管理委員会 会長 岡 村 重 治

1 指示の内容

(1) 持ち出しの制限

県内の公共用水面及びこれと連接して一体を成す水面(以下「公共用水面等」という。)において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると愛媛県知事が認めた場合は、愛媛県知事が範囲を定め、公表する水域のコイを持ち出してはならない。ただし、公的機関が試験研究又は検査に供する場合は、この限りでない。

(2) 放流等の制限

県内の公共用水面等へのコイの放流は、放流用のコイが次に 掲げる要件の全てに該当する場合以外は、してはならない。た だし、採捕したコイを採捕した公共用水面等へ再放流する場合 はこの限りでない。

- ア コイヘルペスウイルスに汚染された水域に由来するものでないこと。
- イ コイヘルペスウイルスに汚染された水域に由来するコイと 水を介しての接点がないこと。
- ウ PCR(ポリメラーゼ連鎖反応)検査で陰性が確認された コイ群であること。
- (3) 遺棄の禁止

生死を問わず、県内の公共用水面等にコイを遺棄してはなら ない。

- (4) (1)の指示は、焼却等の処分をするコイについては、適用しない。
- 2 指示の期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

令和 4 年 4 月 1 日 発行 338